

伊勢市公共施設における 受動喫煙防止対策ガイドライン

～令和元年度改訂版～



令和2年3月



目次

第1章 ガイドラインの基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1

- 1 改訂版策定の背景
- 2 伊勢市における受動喫煙防止対策の基本的な考え方

第2章 受動喫煙防止対策に関連する用語の定義・・・・・・・・ 3

- 1 「たばこ」とは
- 2 「喫煙」・「受動喫煙」とは
- 3 施設に関する用語

第3章 受動喫煙防止の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

- 1 たばこの煙に含まれる有害物質
- 2 喫煙による健康影響（喫煙者本人：能動喫煙）
- 3 喫煙による健康影響（周囲の人：受動喫煙）
- 4 無煙たばこ、電子たばこ等の健康影響

第4章 受動喫煙防止対策の目指す姿・・・・・・・・・・ 11

- 1 「健康増進法を一部改正する法律」の概要
- 2 ガイドラインにおける受動喫煙防止対策の種類
- 3 公共施設における受動喫煙防止対策の目指す姿
- 4 公共施設における受動喫煙防止対策の具体的方法

第5章 受動喫煙防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

- 1 第2期伊勢市健康づくり指針における取り組み
- 2 それぞれの役割

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第1章 ガイドラインの基本的な考え方

1. 改訂版策定の背景

喫煙は、喫煙者本人への健康に与える影響が大きいだけでなく、非喫煙者に対しても「受動喫煙」による健康被害を与えてしまいます。そのため、受動喫煙防止への対策を進めることが重要となってきます。

我が国では、改正前の「健康増進法」第25条（平成15年5月施行）において、「多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と定められました。その後、国際的に見ても、平成17年にWHOの「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、平成19年第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択されるなど、締結国として国民の健康を保護するための受動喫煙防止対策を推進することが求められてきました。

そのような背景の下、受動喫煙防止の取り組みが進められ、施設や職場における受動喫煙の状況は改善傾向にありますが、依然として受動喫煙に遭遇した非喫煙者が3割を超える¹等、我が国における受動喫煙防止対策は十分とはいえない状況にあります。

こうした中、令和2年の東京オリンピック・パラリンピックの開催も見据え、平成30年7月、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の類型に応じて、その利用者に対し一定の場所以外での喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権原者が講ずべき措置等について定められた「健康増進法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」）が成立・公布されました。

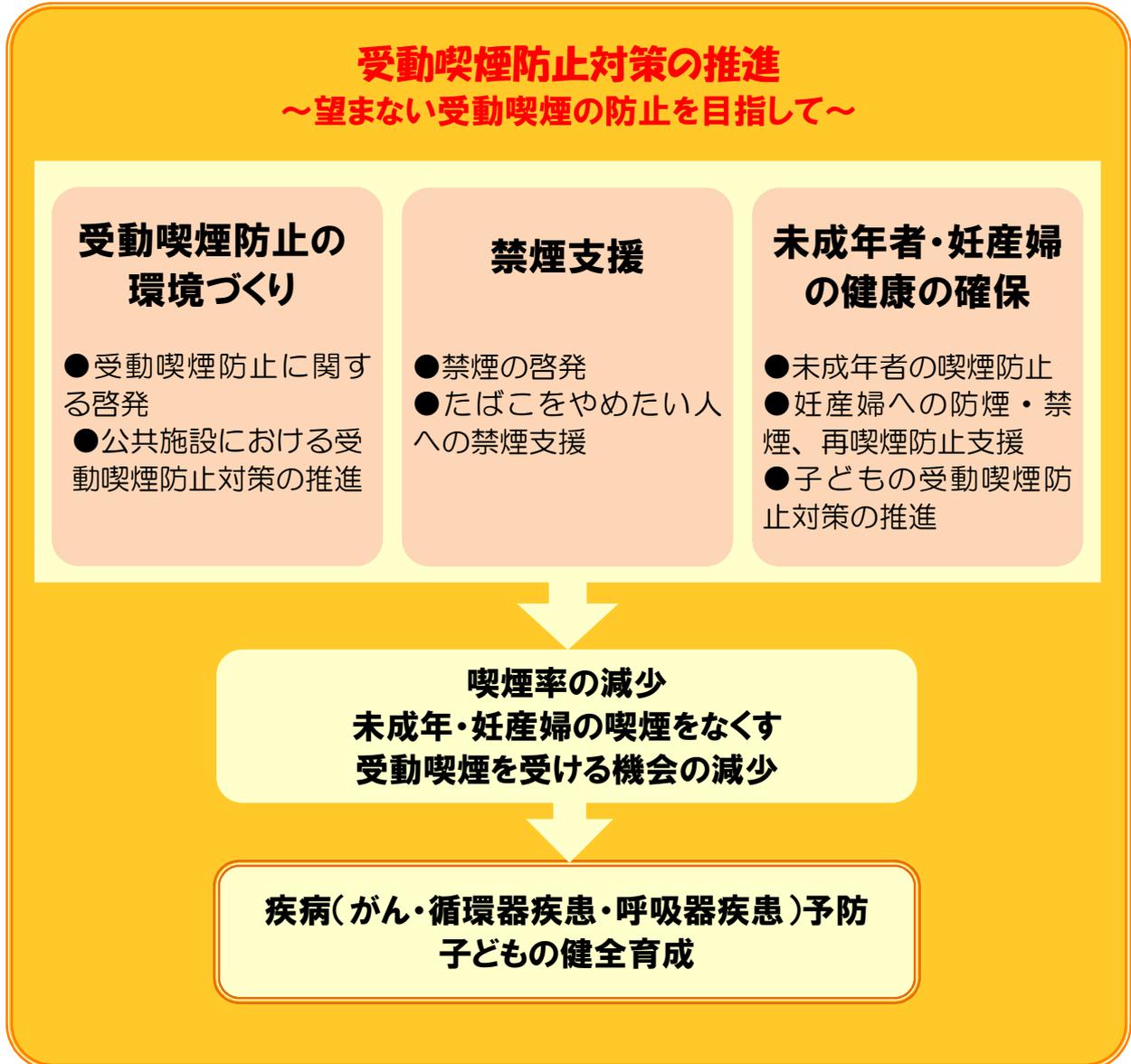
伊勢市においても、生涯を健康で暮らせる健康文化都市の実現に向けて、平成28年3月に『第2期伊勢市健康づくり指針』を策定し、生活習慣を形成する領域の1つとして「たばこ」を挙げ、個人の禁煙を推進するとともに、公共施設における受動喫煙防止対策を進めているところです。

また、平成28年4月には『伊勢市受動喫煙防止対策ガイドライン』を策定し、受動喫煙防止対策の目指す姿を示すことにより、市民が受動喫煙についての問題に関心を持ち、また市内公共施設が適切な受動喫煙防止対策を推進することで、市民が健康で快適に過ごすことができる環境づくりに取り組んできました。

この度、改正法の施行に伴う見直しを行い、改訂版としてガイドラインを策定しました。『伊勢市受動喫煙防止対策ガイドライン』の基本的な考え方は踏襲しつつ、「望まない受動喫煙」の防止を目指します。

1 厚生労働省「国民健康・栄養調査」（平成29年公表）

2. 伊勢市における受動喫煙防止対策の基本的な考え方



第2章 受動喫煙防止対策に関連する用語の定義

受動喫煙防止対策に関連する用語として、次のとおり「健康増進法の一部を改正する法律」に定義されています。

1. 「たばこ」とは

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品（紙巻たばこ、葉巻、刻みたばこ等）。[第28条第1号関係]

「たばこ」に含まれる「たばこ」とは？

「加熱式たばこ」は、たばこ葉を使用した製造たばこであり、たばこ事業法に基づいて販売されていることから、「たばこ」の中に含まれます。

一方、溶液にニコチンと様々な香料を添加し、電氣的に加熱してたばこの煙に模したエアロゾルを発生させ利用される「電子たばこ」（日本ではニコチンを入れることは医薬品医療機器等法により規制されている）は、たばこ事業法の対象外となっています。



加熱式たばこの沿革

- 現在、我が国で販売されている加熱式たばこは、「iQOS」、「Ploom TECH」、「glo」の3種類。
- **最初に販売された製品でも販売開始は2014（平成26）年11月であり、いずれの製品も販売されてから間もない状況。**

主な製品	iQOS (アイコス) 【フィリップモリス社】	Ploom TECH (ブルームテック) 【JT】	glo (グロー) 【「リテック」アメリカンタバコ社】
たばこ葉 使用の有無	たばこ葉を使用		
法令上の 取扱い	たばこ事業法における喫煙用の「製造たばこ」		
販売状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2014年11月、名古屋とミラノで販売開始。 ○ 2015年9月、日本で全国展開。 ○ 現在、イギリス、カナダ、ドイツ等で販売。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2016年3月、福岡で販売開始。 ○ 2017年6月、東京で販売開始。（2018年上半年に、日本で全国展開予定。） ○ 現在、スイス、アメリカ（一部の州）等で販売。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2016年12月、仙台市で販売開始。 ○ 2017年7月、東京、大阪で販売開始。同年10月、日本で全国展開。 ○ 現在、スイス、カナダ、韓国、ロシア等で販売。

厚生労働省「健康増進法の一部を改正する法律」参考資料より

2. 「喫煙」・「受動喫煙」とは

喫煙：

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙を発生させること。[第28条第2号関係]

受動喫煙：

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。[第28条第3号関係]

3. 施設に関する用語

施設の「屋外」と「屋内」：

「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある場所であって、かつ側壁がおおむね半分以上覆われているものの内部を指し、これに該当しないものは「屋外」となること。

多数の者が利用する施設：

2人以上の者が同時に、又は、入れ替わり利用する施設。

第一種施設：

多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る）。[第28条第5号関係]

第二種施設：

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設。[第28条第6号関係]

第3章 受動喫煙防止の必要性

1. たばこの煙に含まれる有害物質

厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」（平成28年8月）によると、たばこの煙には、約5,300種類以上の化学物質が含まれており、ニコチンやタール、一酸化炭素等の有害物質や、約70種類の発がん物質が含まれています。

たばこは、たばこを吸う人が吸い込む「主流煙」だけではなく、たばこの先から立ち昇る「副流煙」や喫煙者が吐き出す「呼出煙」にも、ニコチンやタールをはじめ多くの有害物質が含まれており、たばこを吸わない周囲の人の健康にも影響を及ぼします（受動喫煙）。

たばこの主な有害物質

一酸化炭素

血液中のヘモグロビンが酸素を運ぶことを妨げ、全身を酸素欠乏状態にします。息切れ、運動能力の低下、動脈硬化の原因となります。

ニコチン

化学物質としては毒物に指定されており、麻薬と同じように強い依存性があり、たばこをやめられなくします（**ニコチン依存症**）。血管を収縮させ、心拍数の増加や血圧の上昇をもたらし、血液の流れを悪くします。

タール

たばこの煙のうち、一酸化炭素やガス状成分を除いた粒子状の成分のことで、いわゆるヤニです。発がん物質を多く含んでいます。

【主流煙】
喫煙者が
吸い込む煙

【副流煙】たばこから立ち昇る煙

有害物質は主流煙よりも多い！

- ニコチン **2.8倍**
- タール **3.4倍**
- 一酸化炭素 **4.7倍**

「厚生労働省の最新たばこ情報」より

【呼出煙】
喫煙者が
吐き出す煙



2. 喫煙による健康影響（喫煙者本人：能動喫煙）

厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」（平成28年8月）によると、たばこの健康影響について、肺、口腔・咽頭、食道などの様々ながん、脳卒中、虚血性心疾患などの循環器疾患、慢性閉塞性肺疾患（COPD）等の呼吸器疾患、2型糖尿病、周産期の異常等が「科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である」レベル1の疾患として判定されています。また、能動喫煙に起因する疾病による日本人の年間死亡者数は、約13万人に及ぶと推定されています。

たばこを吸っている本人はこんな病気になりやすくなる（根拠十分：レベル1）

がん

- 鼻腔・副鼻腔がん
- 口腔・咽頭がん
- 喉頭がん
- 食道がん
- 肺がん
- 肝臓がん
- 胃がん
- 膵臓がん
- 膀胱がん
- 子宮頸がん

その他の疾患

- 脳卒中
- ニコチン依存症
- 歯周病
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD) 呼吸機能低下 結核(死亡)
- 虚血性心疾患
- 腹部大動脈瘤
- 末梢性の動脈硬化
- 2型糖尿病の発症
- 妊娠・出産
 - 早産
 - 低出生体重・胎児発育遅延

レベル1は「科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である」と判定された疾患です。レベル2は、「科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない」ものです。がん患者が別のがんを発症する「二次がん罹患」と喫煙との関連はレベル1、がんの再発、治療効果低下との関連はレベル2と判定されています。

そのほかの喫煙者本人への影響（因果関係を示唆：レベル2）

がん	急性骨髄性白血病 乳がん 腎盂尿管・腎細胞がん 大腸がん 子宮体がん(リスク減少) 前立腺がん(死亡)
妊娠・出産	生殖能力低下 子癩前症・妊娠高血圧症候群(リスク減少)* 子宮外妊娠・常位胎盤早期剥離・前置胎盤*
その他の疾患	認知症 う蝕(虫歯) 口腔インプラント失敗 歯の喪失 気管支喘息(発症・増悪) 胸部大動脈瘤 結核(発症・再発) 特発性肺線維症 閉経後の骨密度低下 大腿骨近位部骨折 関節リウマチ 日常生活動作の低下

※詳細の喫煙との関連

喫煙と疾患の因果関係判定

喫煙と疾患の関係を、研究結果の一致性、量反応関係、禁煙後のリスク減少の有無などさまざまな要素を科学的な観点から総合的に判断し、4段階で判定しています。

レベル1	科学的根拠は、因果関係を推定するのに十分である	レベル3	科学的根拠は、因果関係の有無を推定するのに不十分である
レベル2	科学的根拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない	レベル4	科学的根拠は、因果関係がないことを示唆している

COPDを知っていますか？

COPD（慢性閉塞性肺疾患）は、肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れを主訴として、緩徐に呼吸障害が進行します。かつて肺気腫、慢性気管支炎といわれていた疾患が含まれています。

COPDによる死亡数は増加傾向にあり、今後さらに罹患率や死亡率の増加は続くと予測されています。COPDの原因の第一の要因は、たばこの煙（喫煙及び受動喫煙）であるとされており、COPDについての正しい知識の普及や、禁煙及び受動喫煙防止対策が必要とされています。



3. 喫煙による健康影響（周囲の人：受動喫煙）

たばこは、喫煙者本人だけでなく、受動喫煙により周囲の人にも健康への悪影響が及びます。

厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」（平成28年8月）によると、受動喫煙が大人の健康に及ぼす影響では、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中が、子どもの受動喫煙では、乳幼児突然死症候群（SIDS）と喘息の既往がレベル1と判定されています。受動喫煙に起因する疾病による日本人の年間死亡者数は、約15,000人に及ぶと推定されています。

受動喫煙でまわりの人はこんな危険が高くなる（根拠十分：レベル1）

受動喫煙が大人の健康に及ぼす影響では、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中がレベル1と判定されています。また、たばこの煙による呼吸器の急性影響についてもレベル1です。鼻腔・副鼻腔がん、乳がん、慢性呼吸器症状、喘息などへの影響はレベル2と判定されています。

大人

- 脳卒中
- 臭気・鼻への刺激感
- 肺がん
- 虚血性心疾患
- 妊娠・出産
- 乳幼児突然死症候群(SIDS*)

子ども

- 喘息の既往

子どもの受動喫煙でレベル1と判定されているのは、乳幼児突然死症候群(SIDS)と喘息の既往です。子どもの呼吸器症状や呼吸機能の低下、虫歯などについてはレベル2と判定されています。未成年者の喫煙は、がんや循環器疾患だけでなく全死因の死亡リスクを増加させます。

そのほかの受動喫煙による健康影響（因果関係を示唆：レベル2）

※妊婦の胎動喫煙および小児の受動喫煙いずれもレベル1

大人	鼻腔・副鼻腔がん 乳がん 急性影響 ・急性呼吸器症状(喘息患者・健常者) ・急性の呼吸機能低下(喘息患者)	慢性影響 ・慢性呼吸器症状 ・呼吸機能低下 ・喘息の発症・コントロール悪化 ・慢性閉塞性肺疾患(COPD)	妊娠・出産 低出生体重・胎児発育遅延
子ども	喘息の重症化 喘息の発症* 呼吸機能低下	学童期の咳・痰・喘鳴・息切れ* 中耳疾患 う蝕(虫歯)	

※親の喫煙との関連

厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」リーフレットより

三次喫煙(サードHANDSモーク)を知っていますか？

残留たばこ成分による健康被害のことで、たばこ煙が消失した後も残るたばこ煙による汚染、さらにたばこ煙の残存物質が室内等の化学物質と反応して揮発する発がん性物質による害を含みます。すなわち、たばこ煙に含まれる物質が喫煙者の髪の毛・衣類・部屋(車内)のカーテン・ソファ等に付着し、揮発したものが汚染源となり、第三者がたばこの有害物質に暴露されます。

たばこ煙から排出されるニコチンや他の有害物質のほとんどは空気中ではなく物の表面について揮発するため、換気扇を使用したり窓を開けて換気を行っても、三次喫煙のリスクを排除できません。

厚生労働省「生活習慣病予防のための健康情報サイト」より

特に幼い子どもがいる家庭では、注意が必要です。



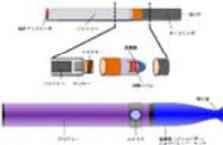
4. 無煙たばこ・電子たばこ等の健康影響

無煙たばこや電子たばこ、加熱式たばこ等の新しい製品が、近年、市場に流通するようになってきました。

厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」（平成28年8月）によると、無煙たばこの健康影響に関する研究は、ほとんどが海外からのものであるが、日本人について国外の評価と異なる判定をする積極的な根拠はないことから、「科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である」レベル1と判定されています。

電子たばこについては、国内ではニコチンを含む電子たばこは医薬品医療機器等法により販売が規制されており、たばこ事業法のたばことしては扱われていませんが、海外においては広く普及しつつあり、ニコチン入りのたばこも個人輸入等での入手は可能です。電子たばこの使用と疾病との関連性に関する科学的根拠が入手できるまでには時間を要し、電子たばこへの暴露と疾病および死亡リスクとの関連について現時点では明らかではないことから、「科学的根拠は、因果関係の有無を推定するのに不十分である」レベル3と判定されています。しかし、電子たばこの蒸気（エアロゾル）から各種カルボニル類など発がん物質の発生が報告されており、暴露による健康影響の可能性があると報告されています。

また、加熱式たばこ製品と疾病との関係についても、今後の研究が待たれるとされています。

無煙たばこ・電子たばこ・電気加熱式たばこの健康影響		
<p>無煙たばこ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガムたばこ(噛みたばこ) ● かぎたばこ  <p>ゼロスタイル・スティック ゼロスタイル・スヌース</p> <p>たばこ葉またはその加工品 煙、蒸気が出ない</p> <p>健康影響：レベル1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 口腔がん、鼻腔がん、膵臓がん、依存性、歯周病、う蝕(虫歯)、歯肉後退、早産、未熟児出産、妊娠中高血圧など ● 子供による誤飲(毒性が強い) ● 循環器系疾患、糖尿病やメタボリックシンドロームの起こる可能性。 	<p>電子たばこ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ENS(電子ニコチン送達システム)  <p>様々な香料入りの液体を電気で加熱し生ずる蒸気・エアロゾルを吸引</p> <p>たばこ葉を含有しないニコチンの含有有無によりENDSとENNSDに分類される</p> <p>健康影響：レベル3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 疾病や死亡リスクとの関連性は不明。 ● 詰替カートリッジの溶媒中に含まれるグリコール類が熱分解し、ホルムアルデヒドなどの毒性物質が発するため、妊婦の使用や受動喫煙による影響が懸念される。 ● ほぼ半数の製品から微量のニコチンを検出、発生する煙による受動喫煙健康影響や中毒性への懸念がある。 	<p>電気加熱式たばこ</p>  <p>iQOS (アイコス) フィリップモリス Ploom TECH JT</p> <p>たばこ葉またはその加工品を加熱して発生する蒸気を吸引(たばこ製品)</p> <p>健康影響：不明</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 燃焼にともなう有害物質の発生を抑制すると販売者は主張しているが、たばこの有害物質にさらされることに安全なレベルはないことが知られており、電気加熱式たばこは使用者本人および周囲の者の健康へ悪影響を及ぼす可能性がある。

厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」スライド集より

【参考】

世界保健機関(WHO)

「世界のたばこ流行 2019 禁煙を支援するために」(令和元年7月)

たばこは本質的に毒性の高い嗜好品です。新型たばこの使用が健康に悪影響をもたらす可能性があります。あらゆる形態のたばこ製品は有害と考えられ、規制の対象とすべきです。

日本呼吸器学会

「加熱式タバコや電子タバコに関する日本呼吸器学会の見解と提言」 (令和元年12月)

見解

1. 加熱式タバコや電子タバコが産生するエアロゾルには有害成分が含まれており、健康への影響が不明のまま販売されていることは問題である。
2. 加熱式タバコの喫煙者や電子タバコの使用者の呼気には有害成分が含まれており、喫煙者・使用者だけでなく、他者にも健康被害を起こす可能性が高い。

提言

1. 加熱式タバコや電子タバコが紙巻タバコよりも健康リスクが低いという証拠はなく、いかなる目的であってもその喫煙や使用は推奨されない。
2. 加熱式タバコの喫煙や電子タバコの使用の際には紙巻タバコと同様な二次暴露対策が必要である。

厚生労働省

「加熱式たばこにおける科学的知見」(平成30年3月)

加熱式たばこの主流煙に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難。このため、今後も研究や調査を継続していくことが必要。



第4章 受動喫煙防止対策の目指す姿

1. 「健康増進法の一部を改正する法律」の概要

平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」）が公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定められました。

「健康増進法の一部を改正する法律」の 基本的な考え方

1 「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

3 施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

（1）国及び地方公共団体の責務等

- ①国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。[第25条関係]
- ②国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。[第26条関係]
- ③国は、受動喫煙防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。[第41条関係]

(2) 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- ①多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。[第29条第1項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係]
- ②都道府県知事（保健所設置市区においては、市長又は区長。以下同じ。）は、①に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。[第29条第2項関係]

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)	当分の間の措置	
	B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ ※2】
飲食店			原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可)

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
 ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
 ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分之一以上を有する会社である場合などを除く。
 注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
 注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

厚生労働省「健康増進法の一部を改正する法律」参考資料より

- ③旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、①の適用除外とする。[第40条関係]
- ④喫煙をすることができる部屋には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。[第363条第5項及び第35条第7項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係]
- ⑤屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。[第27条第1項関係]

(3) 施設等の管理権原者の責務等

- ①施設等の管理権原者は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。[第30条第1項関係]
- ②都道府県知事は、施設等の管理権原者が①に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。[第32条関係]

2. ガイドラインにおける受動喫煙防止対策の種類

多数の者が利用する公共的な空間については、受動喫煙を防止するには原則として全面禁煙であるべきですが、望まない受動喫煙の防止を図るため、改正法に基づき、施設等の区分に応じた受動喫煙対策を進めることが必要です。

このガイドラインでは、受動喫煙防止対策の種類を次のように分類します。

種類	内容	効果
敷地内完全禁煙	屋外も含め敷地内全体で喫煙を禁止。	 高 ↑ ↓ 低
敷地内禁煙	原則敷地内で喫煙を禁止。 特定屋外喫煙場所*1の設置は可能。	
建物内（屋内） 禁煙	原則屋内で喫煙を禁止、屋外に喫煙場所を設置。 屋内で喫煙を認める場合は喫煙専用室*2の設置が必要。	

*1 「特定屋外喫煙場所」とは

第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所。[改正法第28条第13号関係]

*2 「喫煙専用室」とは

第二種施設の屋内又は内部の場所の一部であって、構造及び設備がその室外の場所へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室の場所を専ら喫煙することができる場所として定めることができる。[改正法第33条第1項関係]

敷地内完全禁煙



敷地内禁煙

- 特定屋外喫煙場所**
- ・喫煙場所を区画する
 - ・喫煙場所である旨を記載した標識の掲示
 - ・施設利用者が通常立ち入らない場所に設置



建物内(屋内)禁煙



建物内に喫煙専用室を設置する場合

施設出入口に標識掲示

喫煙は「喫煙専用室」で
(20歳未満立ち入り禁止)

建物内

喫煙専用室

【喫煙専用室のたばこの煙流出防止技術的基準】

- ① 出入口において、屋外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒異常であること。
- ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること。
- ③ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

喫煙専用室出入口に標識掲示

喫煙は「喫煙専用室」で
(20歳未満立ち入り禁止)

3. 公共施設における受動喫煙防止対策の目指す姿

「改正法」による措置を踏まえ、これまでのガイドラインによって目指してきた姿を継承しつつ、さらに市民・市・施設管理者等が一体となって受動喫煙防止の取り組みを進めていくものとします。

分類	具体的な施設	ガイドライン	改正法			
		目指す姿	施設区分	施設	対策	
施設	子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設	学校（小・中学校） 児童福祉施設 病院	敷地内完全禁煙	第一種施設	多数の者が利用する施設のうち、学校・児童福祉施設 病院・診療所 行政機関の庁舎*1	敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所設置可）
	市が設置し管理する施設	行政機関の庁舎*1：市役所本庁舎、総合支所、支所、消防署				
		上記以外の施設：図書館、体育館、生涯学習センター、公民館等	原則建物内(屋内)禁煙*2	第二種施設	多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設	原則屋内禁煙*3
	上記以外の多数の者が利用する施設	事務所、工場、飲食店、商店、金融機関、駅、娯楽施設、宿泊施設等	—			
屋外等	多数の者の利用が想定される公共的な空間、家庭	公園、道路等	受動喫煙防止のための配慮が必要	—	—	受動喫煙防止のための配慮が必要

*1 行政機関がその事務を処理するために使用する施設：市庁舎、地方公共団体に設置が義務付けられている施設や、これと類似の業務を行う施設又は業務を分掌されている施設であって、国や地方公共団体のみが設置することができる施設も該当。

*2 建物内（屋内）で喫煙を認める場合は、喫煙専用室の設置が必要。設置した場合は、室及び施設の出入口に喫煙専用室であること、20歳未満の立ち入りが禁止されている旨を記載した標識を掲示すること。

【喫煙専用室のたばこの煙流出防止技術的基準】

① 出入口において、屋外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること。

② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること。

③ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

*3 個人の自宅やホテル等の客室等、人の居住の用に供する場所は適用外。

喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室または喫煙目的室設置可。令和2年4月1日に現存する飲食店であり、かつ客席面積100m²以下で個人または中小企業（資本金5千万以下）が営むものについては、当分の間、喫煙可能室設置可。

4. 公共施設における受動喫煙防止対策の具体的方法

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じた対策をとる必要があります。

(1) 第一種施設：敷地内完全禁煙または敷地内禁煙

【敷地内完全禁煙】

屋外も含め敷地内全体で喫煙を禁止。

- 敷地内全面禁煙であることを示した標識等を掲示し、周知を図る。
- 施設利用者等にも理解と協力を求める等の対応をとる。

【敷地内禁煙】

原則敷地内禁煙で喫煙を禁止。

特定屋外喫煙場所の設置は可能。

- 原則敷地内禁煙であること、建物内禁煙であること、特定屋外喫煙場所には喫煙場所であること、喫煙場所の案内を示した標識等を掲示し、周知を図る。
- 施設利用者等にも理解と協力を求める等の対応をとる。
- 特定屋外喫煙場所に必要な措置を守る。
 - ・喫煙場所を区画する。
 - パーティション等による区画が考えられる。
 - 喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別する。
 - ・喫煙場所である旨を記載した標識の掲示。
 - ・施設利用者が通常立ち入らない場所に設置。
 - 屋上、ベランダ等が考えられる。
 - 周囲の施設に隣接するような場所や吸気口の側は避ける。
 - 通常立ち入らない場所がない場合は特定屋外喫煙場所を設置できない。

(2) 第二種施設：原則建物内（屋内）禁煙

【建物内（屋内）禁煙】

原則建物内で喫煙を禁止、屋外に喫煙場所を設置。

建物内で喫煙を認める場合は喫煙専用室の設置が必要。

- 建物内禁煙であること、喫煙場所には喫煙場所（喫煙専用室には喫煙専用室）であること、喫煙場所の案内を示した標識等を掲示し、周知を図る。
- 施設利用者等にも理解と協力を求める等の対応をとる。

- 屋外喫煙場所設置の注意点を守る。
 - 建物の出入り口や窓、人の往来が多い区域（例：通路や非喫煙者も使う休憩場所）から可能な限り離して設置する。
 - 比較的風向きが安定している場所があれば、当該場所のうち直近の建物出入り口等から見て風下側へ設置する。
 - 通気が悪い場所に設置する場合には、たばこ煙の滞留に注意する。
 - 建物の軒下や壁際に設置する場合には、屋根や壁をつたって建物内にたばこ煙が流入する可能性を十分に考慮するとともに、建物出入口等の付近に設置する場合には、たばこ煙の建物出入口等から建物内への流入に注意する。
- 喫煙専用室を設置する場合には、必要な措置を守る。
 - 喫煙専用室に喫煙専用の部屋であること、20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨、施設出入口の見やすい箇所に喫煙専用室があることを記載した標識を掲示しなければならない。
 - 喫煙専用室のたばこ煙流出防止技術的基準を守る。
 - ① 出入り口において、屋外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒異常であること。
 - ② たばこ煙が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること。
 - ③ たばこ煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

複合施設の場合の取扱いとは？

第一種施設内に第一種施設外の施設がある

施設内すべてに第一種施設の規制を適用します。
第一種施設と第一種施設以外の施設が併存し、各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や、各施設が明確に区分されている場合には、それぞれが独立した別の施設として、規制を適用します。

一つの施設内に複数の施設類型が混在している

施設全体は第二種施設に分類します。施設内に第一種施設が存在する場合は、その場所に限り、第一種施設の規制を適用します。



標識の掲示

改正法において、特定屋外喫煙場所や喫煙専用室を設置する場合は、標識が義務付けられています。それ以外の施設や場所においても、標識や案内等を掲示し、施設利用者に対しに周知を図り、理解と協力を求めましょう。

受動喫煙防止ステッカーを作成し配布しています。伊勢市ホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

検索

伊勢市ホームページ：
よく利用される情報「健康」-「健康づくり」-「たばこと健康」



受動喫煙防止ステッカー

①敷地内禁煙



②建物内禁煙 (喫煙場所あり)



③建物内禁煙 (喫煙場所なし)



④完全分煙



⑤喫煙場所



空気清浄機の使用には注意が必要です

空気清浄装置は、たばこ煙の粒子成分を効率よく除去しますが、ガス状成分は完全には除去できません。このため、屋外排気装置を設置せず、空気清浄装置の設置のみで受動喫煙防止対策を実施することは、可能な限り避けることが望ましいとされています。

「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について（平成27年5月）」より



第5章 受動喫煙防止対策の推進

1. 第2期伊勢市健康づくり指針における取り組み

市では、平成28年3月に策定した「第2期伊勢市健康づくり指針」において、基本理念を『楽しく生活する中でも「長続きする」健康づくりを実践し、健康寿命の延伸を目指します』とし、生活習慣を形成する領域別の取り組みと、世代別の取り組みを進めています。

「たばこ」領域においては以下の取り組みとし、その中で受動喫煙防止対策については、受動喫煙のリスクについて正しい知識の普及に努め、受動喫煙防止ガイドラインを作成し、公共の場での禁煙推進と分煙の徹底化を推進する、としています。

第2期伊勢市健康づくり指針（平成28年3月策定）たばこ領域抜粋

テーマ : マナーを守ってきれいな空気
行動指針 : たばこを吸わないようにしましょう
 周囲に煙を吸わせないようにしよう

【具体的な取り組み】

地域の協力	個人の努力	行政の支援
<ul style="list-style-type: none"> ○職場での禁煙推進と分煙の徹底化を推進する ○小・中学校における禁煙教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦や子ども、非喫煙者の前では吸わない ○決められた場所・時間以外は吸わない ○喫煙以外のストレス解消法をみつける ○禁煙、減煙する 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の受動喫煙防止ガイドラインを作成し推進する ○公共の場の禁煙を推進し、分煙を徹底する ○禁煙、分煙、防煙について啓発する ○禁煙支援（たばこ相談、情報提供等）を行う ○学校において喫煙が健康に及ぼす影響について教育を行う ○COPDなど喫煙が健康に及ぼす影響について啓発する

【指標】

成果目標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成27年度)
喫煙習慣のある人の減少	12.2%	10.2%
公共の場における分煙実施施設の増加	参考値 (県：78.2%)	100%

2. それぞれの役割

受動喫煙防止対策を進めるには、施設管理者や市等がそれぞれの役割を主体的、積極的に果たし、一体となって取り組むことが大切です。

(1) 施設管理者の役割

「健康増進法の一部を改正する法律」において、施設の管理者及び管理権原者（施設の受動喫煙対策の方針の判断・決定を行う立場にある者）には、次の責務が課せられています。

- ①喫煙場所を定めるときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。[第27条第1項関係]
- ②喫煙禁止場所に喫煙器具・設備等を設置してはならない。[第30条第1項関係]
- ③第二種施設において喫煙専用室を設置する場合は、当該場所及び施設の出入口の見やすい箇所に、当該場所が専ら喫煙することができる場所である旨、当該場所への20歳未満立ち入り禁止されている旨等を記載した標識及び喫煙専用室が設置されている旨等を記載した標識を掲示しなければならない。[第33条第1項から第3項関係]
- ④喫煙禁止場所における喫煙者に対し、喫煙の中止又は退出を求めるよう努めなければならない。[第30条関係]

その他、受動喫煙を防止するため、次のようなことに気をつける必要があります。

- 施設における望まない受動喫煙の防止に努めます。
- 市民や施設利用者に、施設における受動喫煙防止対策の周知・啓発に努め、協力を求めます。
- たばこを吸わない人への配慮や喫煙マナーを呼びかけます。

(2) 市の役割

受動喫煙防止の環境づくり

- 喫煙や受動喫煙による健康影響などに関する啓発を行います。
- 本ガイドラインに基づき、公共施設における受動喫煙防止対策を推進します。

たばこをやめたい人への禁煙支援

- 禁煙の啓発を行います。
- がん検診や保健指導、健康教育、健康相談の機会を捉え、



たばこをやめたい人には、禁煙の方法や禁煙治療実施医療機関の紹介など禁煙支援を行います。

未成年者・妊産婦の喫煙防止

- 健康影響を受けやすい未成年者を守り、将来の喫煙者を減らすため、喫煙や受動喫煙による健康影響などに関する啓発を行い、受動喫煙や喫煙開始の防止を図ります。
- 母子手帳交付時や新生児訪問、乳幼児健康診査、子育て相談等の母子保健事業の機会を捉え、妊産婦への禁煙指導や再喫煙防止、家族への啓発や禁煙支援などにより、家庭での受動喫煙防止対策を勧めます。

(3) 社会全体で取り組むこと

- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について認識を深めます。
- 喫煙者は、たばこを吸わない人に配慮し、喫煙マナーを守ります。
 - ・子どもや妊産婦、有病者のそばでは喫煙しません。
 - ・子どもの手の届くところには、たばこを置きません。
 - ・多くの人が利用する公共的な空間では、周囲に人がいるところでの喫煙は避け、決まった喫煙場所で喫煙します。
 - ・喫煙直後は人との会話を避けるようにします。
 - ・歩きながらの喫煙をしません。
 - ・吸殻のポイ捨てをしません。
- たばこをやめたい人は、禁煙に挑戦します。
- 禁煙に挑戦している人を支えます。
- 禁煙の施設や禁煙席の利用を心がけます。
- 喫煙マナーや禁煙を呼びかけます。
- 多くの人が集まり利用する地域の場所（公民館等）での、受動喫煙防止対策に協力します。

受動喫煙防止対策を推進していくためには、社会全体で取り組むことが必要です。
それぞれの役割を認識し、みんなで取り組みましょう。



参考資料

1. 国際的な動向

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)

平成17年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」では、締約国に対して、受動喫煙防止対策の積極的な推進を求めている。

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

第2回締約国会合

平成19年7月にバンコクで開催された第2回締約国会合において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択され、締約国には、より一層、受動喫煙防止対策を進めることが求められている。

(ガイドラインの主な内容)

- ・100%禁煙以外の措置(換気の実施、喫煙区域の設定)は、不完全であることを認識すべきである。
- ・すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである。
- ・たばこの煙にさらされることから保護するための立法措置は、責任及び罰則を盛り込むべきである。

2. 国内の動向

分煙効果判定基準策定検討会報告書概要(平成 14 年 6 月)

現在、分煙を実施する施設が増えているが、その形態は、様々である。

本検討会では、分煙効果の評価方法や今後の分煙のあり方等について検討を行い、新しい分煙効果判定基準（別紙）を取りまとめた。

分煙効果をより高め、かつその効果を評価するためのまとめと今後の課題は以下の通りである。

- 1) 屋内に設置された現有の空気清浄機は、環境たばこ煙中の粒子状物質の除去については有効な機器があるが、ガス状成分の除去については不十分であるため、その使用にあたっては、喫煙場所の換気に特段の配慮が必要である。
- 2) 受動喫煙防止の観点からは、屋内に設置された喫煙場所の空気は屋外に排気する方法を推進することが最も有効である。
- 3) 受動喫煙防止及びきれいな空気環境を保持する観点から、環境たばこ煙成分をすべて処理できる空気清浄機の機能強化が求められるが、現在においてたばこ煙成分すべてを処理できるものはないのが現状であり、より有効なガス状物質を除去できる適切な機器の開発が今後の課題である。
- 4) 環境たばこ煙の適切な指標となるガス状成分の除去率を定量できる手法を確立する必要がある。

(別紙)

新しい分煙効果判定の基準

屋内における有効な分煙条件

1) 排気装置（屋外へ強制排気）による場合	
判定場所その1 喫煙所と非喫煙所との境界	(1) デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し漏れ状態を確認する（非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと） (2) 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（0.2m/s 以上）
判定場所その2 喫煙所	(1) デジタル粉じん計を用いて時間平均浮遊粉じん濃度が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下 (2) 検知管を用いて測定した一酸化炭素濃度が10ppm 以下
2) 空気清浄機による場合	
判定場所その1 喫煙所と非喫煙所との境界	(1) デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し漏れ状態を確認する（非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと） (2) 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（0.2m/s 以上） (3) ガス状成分について適切な方法で濃度を測定し、喫煙所からの漏れ状態を確認する（現在、その手法は確立されていない）
判定場所その2 喫煙所	(1) デジタル粉じん計を用いて時間平均浮遊粉じん濃度が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下 (2) 検知管を用いて測定した一酸化炭素濃度が10ppm 以下 (3) ガス状成分について適切な方法で濃度を測定し、その値がある一定以下であること（現在、その手法は確立していない）

健康増進法施行(平成 15 年 5 月)

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書(平成 21 年 3 月)

I はじめに

我が国の受動喫煙防止対策は、平成12年に策定された「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」において「たばこ」に関する目標の一つとして「公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及」を掲げ取り組んでいるほか、平成15年から施行されている健康増進法第25条に基づき、取組を推進してきたところである。

平成17年2月には、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(以下「条約」という。)が発効し、平成19年6月から7月にかけて開催された第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」がコンセンサスをもって採択された。我が国も条約の締約国として、たばこ対策の一層の推進が求められている。

また、これらを受けて、公共の場や職場においても禁煙区域を設ける動きがみられてきた。

こうした背景のもと、我が国の受動喫煙防止対策について、改めて現状を把握し、基本的考え方を整理するとともに、今後の対策の方向性を示すため、受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会を開催し、平成20年3月26日より6回にわたり議論し、意見聴取を踏まえた検討を経て、報告書をまとめるに至った。

II 現況認識と基本的考え方

1. 現況認識

(1) 受動喫煙が死亡、疾病及び障害を引き起こすことは科学的に明らかであり、国際機関や米英をはじめとする諸外国における公的な総括報告において、以下が報告されている。

- ① 受動喫煙は、ヒトに対して発がん性がある化学物質や有害大気汚染物質への曝露である。¹⁾
- ② 受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、特にヒトへの発がん性がある化学物質であるベンゾピレン、ニトロソアミン等も含まれている。¹⁾
- ③ 受動喫煙は、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因となる。特に親の喫煙によって、子どもの咳・たんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶ。¹⁾
- ④ 受動喫煙によって、血管内皮細胞の障害や血栓形成促進の作用が認められ、冠状動脈疾患の原因となる。¹⁾
- ⑤ 受動喫煙によって、急性の循環器への悪影響がある。¹⁾

また、受動喫煙を防止するため公共的な空間での喫煙を規制した国や地域から、規制後急性心筋梗塞等の重篤な心疾患の発生が減少したとの報告が相次いでなされている。²⁾

³⁾

(2) 我が国の現在の成人喫煙率は男女合わせて24.1%⁴⁾であり、非喫煙者は未成年者を含む全人口の4分の3を超えているが、受動喫煙の被害は喫煙者が少なくなれば軽減されるというものではない。たとえ喫煙者が一人であっても、その一人のたばこの煙に多くの非喫煙者が曝露されることがある。

また、家庭に子どもや妊産婦のいる割合が高い20代・30代の喫煙率は、その他の年代と比べて高く、20代では男性47.5%、女性16.7%、30代では男性55.6%、女性17.2%となっている⁴⁾。少量のたばこの煙への曝露であっても影響が大きい子どもや妊婦などが、たばこの煙に曝露されることを防止することが重要で喫緊の課題となっている。

(3) こうした中、我が国では、日本学術会議からの脱たばこ社会の実現に向けた提言⁵⁾、神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例の制定に向けた取組、成人識別機能付自動販売機の導入(平成20年7月より全国稼働)、JRやタクシーなど公共交通機関における受動喫煙防止対策の取組の前進など、たばこをめぐる環境が変化しつつあり、たばこ対策について国民の関心も高まってきている。

(4) 国際的には、平成17年2月に、たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的として、条約が発効され、第8条において、「たばこの煙にさらされることからの保護」として、受動喫煙防止に関する下記条項が明記されている。

1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。

2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

また、平成19年6月から7月にかけて開催された第2回締約国会議において「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が策定されたことや各国の状況等の国際的な潮流も踏まえ、条約締約国である我が国においても受動喫煙防止対策を一層推進し、実効性の向上を図る必要がある。

2. 基本的考え方

(1) 受動喫煙防止対策の推進に当たって、受動喫煙を含むたばこの健康への悪影響についてエビデンスに基づく正しい情報を発信し、一人ひとりがたばこの健康への悪影響について理解を深めるとともに、ニーズに合わせた効果的な普及啓発を一層推進することにより、受動喫煙防止対策があまねく国民から求められる気運を高めていくことが重要である。

また、喫煙者の喫煙の自由や権利が主張されることがあるが、喫煙者は自分の呼出煙、副流煙が周囲の者を曝露していることを認識する必要があるとともに、喫煙者の周囲の者が意図せずしてたばこの煙に曝露されることから保護されるべきであること、受動喫煙というたばこの害やリスク(他者危害)から守られるべきであることを認識する必要がある。

(2) 今後の受動喫煙防止対策は、基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。特に、子どもが利用する学校や医療機関などの施設をはじめ、屋外であっても、公園、遊園地や通学路などの空間においては、子どもたちへの受動喫煙の被害を防止する措置を講ずることが求められる。そのためには、国や地方公共団体はもちろんのこと、様々な分野の者や団体が取組に参画し、努力する必要がある。

- (3) 一方で、我が国の飲食店や旅館等は、中小規模の事業所が多数を占めている中で、昨今の世界的な社会経済状態の影響等も相まって、飲食店経営者や事業者等にとって、自発的な受動喫煙防止措置と営業とを両立させることが困難な場合があるとの意見がある。このような意見も考慮した上で、受動喫煙防止対策の基本的な方向性を踏まえつつ、対策を推進するためには、社会情勢の変化に応じて暫定的に喫煙可能区域を確保することもとり得る方策の一つである。

III 今後推進すべき受動喫煙防止対策について

(施設・区域において推進すべき受動喫煙防止対策)

- (1) 国及び地方公共団体は、多数の者が利用する施設・区域のうち、全面禁煙とするべき施設・区域を示すことが必要である。例えば、その施設を利用することが不可避である、医療機関、保健センター等の住民の健康維持・増進を目的に利用される施設、官公庁、公共交通機関等が考えられる。
- (2) 国は、多数の者が利用する施設における受動喫煙防止対策の取組について、進捗状況や実態を把握する必要がある。
- (3) 施設管理者及び事業者は、多数の者が利用する施設の規模・構造、利用状況等により、全面禁煙が困難である場合においても、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」⁶⁾等を参考に、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある。また、将来的には全面禁煙を目指すよう努める必要がある。
- (4) 中小規模の事業所が多数を占める飲食店や旅館等では、自発的な受動喫煙防止措置と営業を両立させることが困難な場合があることに加え、利用者に公共的な空間という意識が薄いため、受動喫煙防止対策の実効性が確保し難い状況にある。しかしながら、このような状況にあっても、受動喫煙をできる限り避けたいという利用者が増えてきていることを十分考慮し、喫煙席と禁煙席の割合の表示や、喫煙場所をわかりやすく表示する等の適切な受動喫煙防止措置を講ずることにより、意図せずしてたばこの煙に曝露されることから人々を保護する必要がある。

また、国民は、受動喫煙の健康への悪影響等について十分理解し、施設内での受動喫煙防止対策や表示等を十分意識する必要がある。国及び地方公共団体等は、わかりやすい情報提供がなされるよう環境整備に努める必要がある。

- (5) 喫煙可能区域を確保した場合においては、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないようにする措置を講ずる必要がある。例えば、その場が喫煙可能区域であり、たばこの煙への曝露があり得ることを注意喚起するポスター等を掲示する等の措置が考えられる。

また、このような場合においては、従業員についてみれば、長時間かつ長期間にわたりたばこの煙に曝露されることもあるため、従業員を健康被害から守るための対応について検討を深める必要がある。

(エビデンスに基づく正しい情報の発信)

- (6) 国内での受動喫煙防止対策に有用な、下記のような調査・研究を進める必要がある。

- ① 我が国の特殊性を考慮しながら、室内空間の変化に対応した受動喫煙による曝露状況の調査やバイオマーカー（注1）を用いた受動喫煙によるたばこの煙への曝露を評価・把握するための研究
- ② 受動喫煙曝露による生体への影響の詳細について諸外国との比較研究調査や規制によるサービス産業への経済影響に関する調査研究、これまでの研究結果を利用したメタアナリシス（注2）等
- ③ 調査・研究によって得られたエビデンスや結果を有効に発信するための仕組みに関する研究

(注1) バイオマーカー：血液や尿に含まれる生体由来の物質で、体内の生物学的変化をとらえるための指標となるもの

(注2) メタアナリシス：過去に行われた複数の研究成果を集積・統合し解析する研究手法。これにより、研究成果の信頼性の向上を図ることができる

- (7) 国・地方公共団体は、これらの研究成果を活用し、受動喫煙の実態や健康への悪影響、諸外国の取組状況等について情報提供を進める必要がある。
- (8) このほか、受動喫煙防止対策の推進に当たり、ニコチン代替製剤や内服薬等の禁煙補助薬等、禁煙希望者が安くかつ楽に禁煙する方法等の禁煙を促す情報等についても発信する必要がある。特に薬局にて禁煙補助薬が入手可能になったことを広く周知する必要がある。また、「残留たばこ成分」等の新しい概念や煙の出ないいわゆる「無煙たばこ」等の新しいたばこ関連製品に関する健康影響についての情報提供も重要である。

(普及啓発の促進)

- (9) たばこの健康への悪影響について普及啓発し、禁煙を促す方法等について、健康教育の一環として、地域、職域、学校、家庭等において、関係者の対話と連携のもとで一層推進する必要がある。特に健康被害を受けやすい乳幼児の家庭内受動喫煙防止のために、妊婦健診や両親教室など様々な機会を捉えて、禁煙とその継続を図るよう啓発することが重要である。
- (10) また、保健医療従事者は、専門領域や本人の喫煙状況等にかかわらず、たばこの健康への悪影響について正確な知識を得て、健康教育、特に禁煙教育や喫煙防止教育にこれまで以上に積極的に携わっていく責務があることを自覚する必要がある。

IV 今後の課題

今後検討を行っていく必要のある課題として、以下の事項が考えられる。

- (1) 受動喫煙については、子どもや妊産婦など特に保護されるべき立場の者への悪影響が問題となっている。屋外であっても、子どもや多数の者の利用が想定される公共的な空間（例えば、公園、通学路等）での受動喫煙防止対策は重要である。しかしながら、路上喫煙禁止等の措置によって喫煙者が公園において喫煙するという状況がみられる。受動喫煙防止対策の基本的な方向性を踏まえつつ、対策を推進するために、暫定的に喫煙可能区域を確保する場合には、子どもに被害が及ばないところとする等の措置も検討する必要がある。
- (2) 職場によっては従業員本人の自由意思が表明しにくい可能性もあることも踏まえ、職場において可能な受動喫煙防止対策について検討していく必要がある。
- (3) たばこ価格・たばこ税の引上げによって喫煙率の低下を図ることは重要であり、その実現に向けて引き続き努力する必要がある。
- (4) 国、地方公共団体等の行政機関の協働・連携を図るなど、受動喫煙防止対策を実効性を持って持続的に推進するための努力を更に継続していく必要がある。
また、諸外国におけるクイットライン（電話による禁煙相談）のように手軽に活用できる禁煙支援のための方策・連携体制の構築等について検討する必要がある。
- (5) 受動喫煙の健康への悪影響について、国民や関係者が十分理解し、自ら問題意識をもって、共同体の一員として問題解決に臨む必要がある。受動喫煙防止対策を実効性をもって持続的に推進するためには、社会全体として受動喫煙防止対策に取り組むという気運を従来にも増して醸成することが重要であり、そのための効果的な方策を探るとともに速やかに行動に移す必要がある。

V おわりに

健康日本21や健康増進法、条約に基づき、今後とも受動喫煙防止対策を含めたたばこ対策を推進し、国民の健康増進を図る必要がある。受動喫煙防止対策は、その進捗状況及び実態を踏まえるとともに、諸外国の状況や経験を参考にしながら、更なる対策の進展に向け、関係者の参画のもとで系統的な取組を行い、評価する必要がある。

1) The Health Consequences of Involuntary Exposure to Tobacco Smoke “A Report of Surgeon General 2006

2) Glantz SA. Meta-analysis of the effects of smokefree laws on acute myocardial infarction: An update. Preventive Medicine. 2008;47:452-53

- 3) Pell JP et al. Smoke-free legislation and hospitalizations for acute coronary syndrome. N Engl J Med 2008;359:482-91
- 4) 平成20年12月25日「平成19年国民健康・栄養調査概要」: 厚生労働省
- 5) 平成20年3月4日「脱タバコ社会の実現に向けて」: 日本学会議
- 6) 平成14年6月分煙効果判定基準策定検討会報告書: 厚生労働省

「受動喫煙防止対策について」(平成22年2月25日 健発0225第2号)

健発0225第2号
平成22年2月25日

各 (都道府県知事
保健所設置市長
特別区長) 殿

厚生労働省健康局長

受動喫煙防止対策について

健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第25条に規定された受動喫煙の防止については、「受動喫煙防止対策について」(平成15年4月30日付け健発第0430003号厚生労働省健康局長通知。以下「旧通知」という。)において、その必要な措置の具体的な内容及び留意点を示しているところである。

その後、平成17年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、平成19年6月から7月にかけて開催された第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択されるなど、受動喫煙を取り巻く環境は変化してきている。

このような状況を受け、平成21年3月に「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」(別添)が取りまとめられたことを踏まえ、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性等について下記のとおりとするので、御了知の上、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。

また、職場における受動喫煙防止対策は、厚生労働省労働基準局安全衛生部において、「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」において、今後の方向性についての議論をしているところであり、併せてご了知いただきたい。

なお、旧通知は、本日をもって廃止する。

記

1 法第25条の規定の制定の趣旨

法第25条の規定において「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」こととした。また、本条において受動喫煙とは「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義した。

受動喫煙による健康への悪影響については、科学的に明らかとなっている。^{注)}

本条は、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課すこととし、これにより、国民の健康増進の観点からの受動喫煙防止の取組を積極的に推進することとしたものである。

注) 受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等生理学的反応等に関する知見が示されるとともに、慢性影響として、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇を示す疫学調査があり、IARC（国際がん研究機関）は、証拠の強さによる発がん性分類において、たばこをグループ1と分類している。

また、受動喫煙により非喫煙妊婦であっても低出生体重児の出産の発生率が上昇するという研究報告がある。

また、国際機関や米英をはじめとする諸外国における公的な総括報告においては、受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因となり、特に親の喫煙によって、子どもの咳・たんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶなど、様々な報告がなされている。

2 法第25条の規定の対象となる施設

法第25条の規定においてその対象となる施設として、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店が明示されているが、本条における「その他の施設」は、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、本条の趣旨にかんがみ、鉄軌道車両、バス、タクシー、航空機及び旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

3 今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。

また、特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。

4 受動喫煙防止措置の具体的方法

(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。

また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。

(2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。全面禁煙が極めて困難である場合においても、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成14年6月）等を参考に、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある。喫煙可能区域を設定した場合には、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図り、理解と協力を求めるとともに、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。例えば、当該区域が喫煙可能区域であり、たばこの煙への曝露があり得ることを注意喚起するポスター等を掲示する等の措置が考えられる。

5 職場における受動喫煙防止対策との連携と調和

(1) 労働者のための受動喫煙防止措置は、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成15年5月9日付け基発第0509001号厚生労働省労働基準局長通達）に即した対策が講じられることが望ましい。

(2) 都道府県労働局においても、職場における受動喫煙防止対策を推進していることから、法第25条に基づく施策の実施に当たっては、管内労働局との連携を図る。

(3) 法第25条の対象となる施設の管理者は多岐にわたるが、これらの管理者を集めて受動喫煙の健康への悪影響や各地の好事例の紹介等を内容とした講習会を開催するなど、本条の趣旨等の周知徹底を図る。この際、職場における受動喫煙対策推進のための教育については、「職場における喫煙対策推進のための教育の実施について」（平成16年5月13日付け基発第0513001号厚生労働省労働基準局長通達）により都道府県労働局が推進していることに留意する。

6 その他

- (1) 平成15年度より、株式会社日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）の生活衛生資金貸付の対象として、受動喫煙防止施設が追加されていることから、飲食店、旅館等の生活衛生関係営業者に対して、これを周知する。また、都道府県や市町村において、禁煙支援の保健指導、分煙方法の情報提供等を実施している場合、事業者や個人の参加をより一層促すよう努力する。
- (2) 受動喫煙防止対策を実効性をもって継続的に推進するためには、社会全体として受動喫煙防止対策に取り組むという気運を醸成することが重要である。このためにも、本通知を幅広く周知し、理解と協力を求めるとともに、健康日本21の枠組み等のもと、たばこの健康への悪影響や、禁煙を促す方法等について、さまざまな機会をとらえて普及啓発を行うなどの受動喫煙防止対策を進めていく必要がある。
- (3) エビデンスに基づいた情報の発信及び普及啓発
- ア 受動喫煙による健康影響に関する客観的な研究成果を活用し、受動喫煙の実態や健康への悪影響、諸外国の取組状況等について情報提供を進める。
- イ 受動喫煙防止対策の推進に当たり、ニコチン代替製剤や内服薬等の禁煙補助薬による禁煙方法等の禁煙を促す情報等を提供する。
- ウ たばこの健康への悪影響について普及啓発し、禁煙を促す方法等について、健康教育の一環として、地域、職域、家庭等において、関係者の対話と連携のもとで一層推進する。
- 特に健康被害を受けやすい乳幼児の家庭内受動喫煙防止のために、妊婦健診や両親教室など様々な機会を捉えて、禁煙とその継続を図るよう啓発する。

「受動喫煙防止対策について」(平成22年7月30日)

各 都道府県
保健所設置市
特別区長

衛生主管部（局）長 殿

事務連絡
平成22年7月30日

厚生労働省健康局
総務課生活習慣病対策室長

受動喫煙防止対策について

受動喫煙防止対策については、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第25条及び「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通知）以下「通知」という。）において、ご対応頂いているところであるが、以下の点について、問い合わせが多いため、関係方面へのより一層の周知をお願いしたい。

記

○施設の出入口付近にある喫煙場所の取り扱いについて

法第25条では、「受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」ことと規定している。

法第25条の「受動喫煙」には、施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならないところである。

なお、施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に曝露されることも指摘されてい
るところであり、この点についても、御配慮頂きたい。

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係）（平成27年5月15日基発0515第1号）

労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について（平成27年5月15日基安発0515第1号）

「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」（平成28年9月2日）

「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（平成30年7月25日）
健 0725 第 1 号

健 発 0725 第 1 号
平成 30 年 7 月 25 日

各 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区 区 長 殿

厚生労働省健康局長
（公 印 省 略）

「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）については、本日公布されたところである。

改正法の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者等に対する周知徹底、指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

なお、本法律改正に伴う政省令等の整備については、今後、順次行うこととしている。

記

第1 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めること。

第2 改正法の主な内容

1 国及び地方公共団体の責務等に関する事項

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないものとする。こと。（第25条関係）
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下同じ。）及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。）その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。こと。

(第 26 条関係)

- (3) 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならないものとする。 (第 41 条関係)

2 定義

(1) たばこ

たばこ事業法 (昭和 59 年法律第 68 号) 第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいうものとする。 (第 28 条第 1 号関係)

(2) 指定たばこ

たばこのうち、当該たばこから発生した煙 (蒸気を含む。以下同じ。) が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいうものとする。 (附則第 3 条第 1 項関係)

(3) 喫煙

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙を発生させることをいうものとする。 (第 28 条第 2 号関係)

(4) 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいうものとする。 (第 28 条第 3 号関係)

(5) 特定施設

第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいうものとする。 (第 28 条第 4 号関係)

(6) 第一種施設

多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎 (行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。) をいうものとする。 (第 28 条第 5 号関係)

(7) 第二種施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものとする。 (第 28 条第 6 号関係)

(8) 喫煙目的施設

多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいうものとする。 (第 28 条第 7 号関係)

(9) 既存特定飲食提供施設

この法律の施行の際現に存する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設 (次のいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が 100 平方メートルを超えるものを除く。) をいうものとする。 (附則第 2 条第 2 項関係)

ア 大規模会社 (資本金の額又は出資の総額が 5000 万円を超える会社をいう。イに

において同じ。)

- イ 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円以下の会社のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上を有する会社
 - (イ) 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上を有する会社（(ア) に掲げるものを除く。）

- (10) 旅客運送事業自動車等
旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいうものとする。 (第 28 条第 8 号関係)
- (11) 特定屋外喫煙場所
第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものとする。 (第 28 条第 13 号関係)
- (12) 喫煙関連研究場所
たばこに関する研究開発 (喫煙を伴うものに限る。) の用に供する場所をいうものとする。 (第 28 条第 14 号関係)

3 特定施設等における喫煙の禁止等に関する事項

- (1) 何人も、正当な理由がなくて、特定施設及び旅客運送事業自動車等 (以下「特定施設等」という。) においては、次に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の次に定める場所 (以下「喫煙禁止場所」という。) で喫煙をしてはならないものとする。 (第 29 条第 1 項並びに附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項関係)

ア 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

- (ア) 特定屋外喫煙場所
- (イ) 喫煙関連研究場所

イ 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

- (ア) 5 の (1) の喫煙専用室の場所
- (イ) 5 の (3) の指定たばこ専用喫煙室の場所
- (ウ) 5 の (4) の喫煙可能室の場所
- (エ) 喫煙関連研究場所

ウ 喫煙目的施設 5 の (2) の喫煙目的室以外の屋内の場所

エ 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

オ 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 次に掲げる場所以外の内部の場所

- (ア) 5 の (1) の喫煙専用室の場所
- (イ) 5 の (3) の指定たばこ専用喫煙室の場所

- (2) 都道府県知事 (保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。) は、(1) に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は (1) のアからウまでに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができるものとする。 (第 29 条第 2 項関係)

- (3) 人の居住の用に供する場所、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第3項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第4項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）等については、健康増進法の規定の一部を適用しないものとする。こと。（第40条関係）
 - (4) 何人も、特定施設等の喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。こと。（第27条第1項関係）
 - (5) 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならないものとする。こと。（第27条第1項関係）
- 4 特定施設等の管理権原者等の責務に関する事項
- 特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならないものとする。こと。（第30条第1項関係）
- 5 喫煙専用室等及び喫煙専用室設置施設等に関する事項
- (1) 第二種施設等（第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（以下この（1）において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該第二種施設等の出入口の見やすい箇所に、当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識（以下「喫煙専用室標識」という。）及び喫煙専用室（喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。）が設置されている旨等を記載した標識（以下「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならないものとする。こと。（第33条第1項から第3項まで関係）
 - (2) 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（以下この（2）において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該喫煙目的施設の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙を目的とする場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識（以下「喫煙目的室標識」という。）及び喫煙目的室（喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。）が設置されている旨等を記載した標識（以下「喫

煙目的室設置施設標識」という。)を掲示しなければならないものとする。 (第35条第1項から第3項まで関係)

- (3) 第二種施設等の管理権原者は、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)への指定たばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(以下この(3)において「基準適合室」という。)の場所を喫煙(指定たばこのみの喫煙をいう。以下この(3)において同じ。)をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該第二種施設等の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識(以下「指定たばこ専用喫煙室標識」という。)及び指定たばこ専用喫煙室(指定たばこ専用喫煙室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。)が設置されている旨等を記載した標識(以下「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。)を掲示しなければならないものとする。

(附則第3条第1項関係)

- (4) 既存特定飲食提供施設の管理権原者は、この法律の施行の日から受動喫煙の防止に関する国民の意識及び既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案し別に法律で定める日までの間、当該既存特定飲食提供施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(以下この(4)において「基準適合室」という。)の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該既存特定飲食提供施設の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識(以下「喫煙可能室標識」という。)及び喫煙可能室(喫煙可能室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。)が設置されている旨等を記載した標識(以下「喫煙可能室設置施設標識」という。)を掲示しなければならないものとする。(附則第2条第1項関係)

- (5) 喫煙専用室が設置されている第二種施設等(以下「喫煙専用室設置施設等」という。)、喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設(以下「喫煙目的室設置施設」という。)、指定たばこ専用喫煙室が設置されている第二種施設等(以下「指定たばこ専用喫煙室設置施設等」という。)又は喫煙可能室が設置されている既存特定飲食提供施設(以下「喫煙可能室設置施設」という。)の管理権原者は、喫煙専用室等(喫煙専用室、喫煙目的室、指定たばこ専用喫煙室又は喫煙可能室をいう。以下同じ。)の構造及び設備を厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならないものとする。(第33条第4項及び第35条第5項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係)

- (6) 喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設（以下この（6）及び（7）において単に「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者等は、20歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室等に立ち入らせてはならないものとする。こと。（第33条第5項及び第35条第7項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係）
- (7) 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき、喫煙目的室若しくは喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき又は指定たばこ専用喫煙室の場所を喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。）をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙専用室等において掲示された喫煙専用室標識等（喫煙専用室標識、喫煙目的室標識、指定たばこ専用喫煙室標識又は喫煙可能室標識をいう。）を除去しなければならないものとする。こと。（第33条第6項及び第35条第9項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係）
- (8) 喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたとき、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場所若しくは当該喫煙可能室設置施設の全ての喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたとき又は当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の全ての指定たばこ専用喫煙室の場所を喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。）をすることができる場所としないこととしたときには、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等、当該喫煙目的室設置施設、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は当該喫煙可能室設置施設において掲示された喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室設置施設標識、指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識又は喫煙可能室設置施設標識を除去しなければならないものとする。こと。（第33条第7項及び第35条第10項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係）
- (9) 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が2の（8）の政令で定める要件を満たすように維持しなければならないものとする。こと。（第35条第4項関係）
- (10) 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。（12）において同じ。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の2の（8）の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないものとする。こと。（第35条第6項関係）
- (11) 喫煙可能室設置施設の管理権原者は、既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として厚生労働省令で定めるものを備え、これを保存しなければならないものとする。こと。（附則第2条第3項関係）
- (12) 喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設（以下この（12）において単に「喫煙目的室設置施設等」という。）の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設等が喫煙目的室設置施設

等である旨を明らかにしなければならないものとする。 (第35条第8項並びに附則第2条第4項及び第3条第2項関係)

6 都道府県知事による勧告、命令等に関する事項

- (1) 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が4に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、勧告、命令等を行うことができるものとする。 (第32条関係)
- (2) 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等若しくは喫煙可能室設置施設の喫煙専用室等の構造若しくは設備が5の(1)から(4)までの厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるとき又は喫煙目的室設置施設が2の(8)の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等、当該喫煙目的室設置施設、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は当該喫煙可能室設置施設の管理権原者に対し、勧告、命令等を行うことができるものとする。 (第34条及び第36条並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係)

7 罰則

この法律による改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設けるものとする。 (第76条から第78条まで関係)

8 その他

- (1) 特定施設等においてこの法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設等の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならないものとする。 (附則第5条関係)
- (2) その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成32年4月1日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。 (附則第1条関係)

- (1) 第2の1、第2の2(一部の事項に限る。)及び第2の3(一部の事項に限る。) 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
- (2) 第2の2(一部の事項に限る。)、第2の3(一部の事項に限る。)、第2の4(一部の事項に限る。)、第2の6の(1)(一部の事項に限る。)、第2の7(一部の事項に限る。)、第2の8の(1)(一部の事項に限る。) 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

2 検討規定

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第8条関係)

3 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所

要の改正を行うこと。(附則第4条、第6条、第7条及び第9条から第14条まで関係)

※ なお、条や項の番号については、改正法による全ての改正規定の施行後のものを記載している。

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の種類・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の種類・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置 【加熱式たばこ(※2)】	別に法律で定める日までの間の措置
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)	原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可)	既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額500万円以下(※3)) かつ客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
飲食店			

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
 ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
 ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。
 注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
 注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

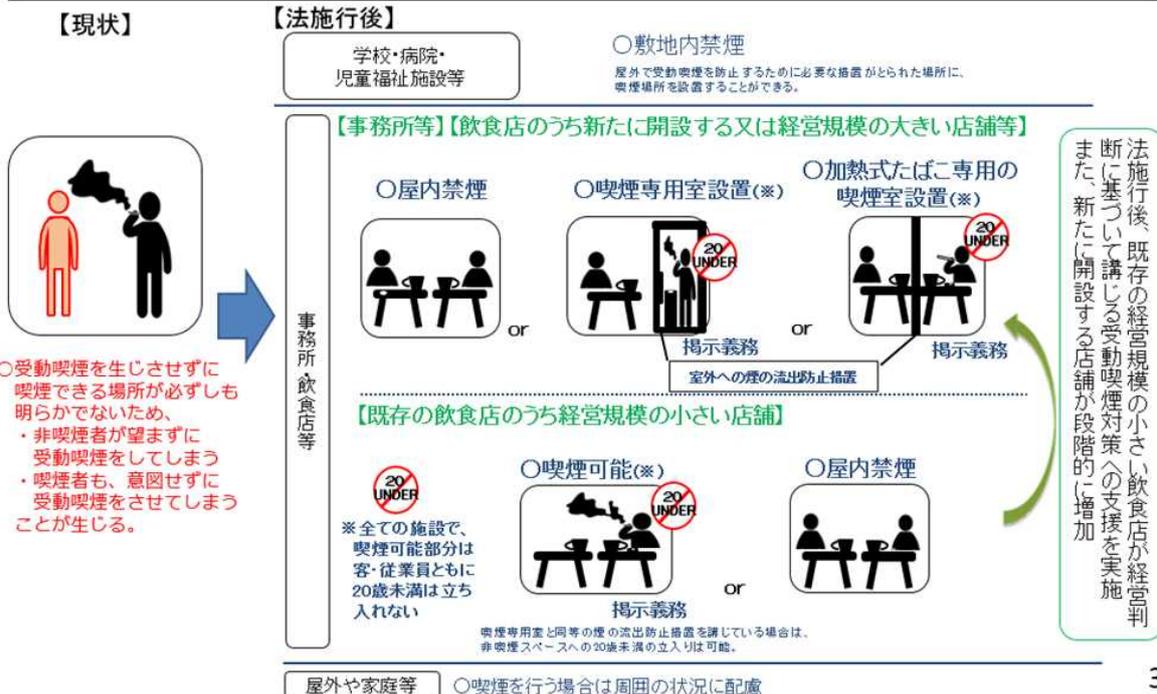
- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線部の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、改正健康増進法の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。



国及び地方公共団体の責務について

1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

① 周知啓発

国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資材の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。

② 喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置

飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行う。

また、中小企業等が経営改善設備等を取付した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。

③ 屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

2. 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(考えられる協力の例)

○ 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようにするため、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

○ 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

3. 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

○ 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

4

既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

<考え方>

○ 既存の飲食店(※)のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。

※この法律の施行の原現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設

○ その際、特例の対象か否かが変動することがないように配慮することが必要であることから、「**経営規模**」については、「**売上げ**」ではなく、「**資本金**」及び「**面積**」で判断する。

○ **資本金**については、中小企業基本法における中小企業(飲食店)の定義などを踏まえ、「**資本金5,000万円以下**」を要件とする。

※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

○ また、「**資本金5,000万円以下**」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、「**客席面積100㎡以下**」を要件とする。

○ また、「**既存の飲食店**」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、**①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する。**

<範囲>

○ **既存特定飲食提供施設(中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの)**として、措置の対象となる店舗は、**最大で飲食店全体の約5.5割程度**と推計(※1)。

○ なお、飲食店のうち、新たに新店舗は、2年間で全体の約2割弱、5年間で約3割強(※2)。



※1)平成29年度飲食店における受動喫煙防止対策実施調査報告書(東京都)・平成27年度健康資源・環境整備状況調査(愛知県)・平成26年度受動喫煙防止対策実施調査(山形県)等の自治体調査、平成26年度経済センサス基礎調査、平成23~26年度生活衛生関係営業経営実態調査の調査結果をもとに仮定を以て推計。

※2)平成18年事業所・企業統計調査~平成26年経済センサス基礎調査。

※3)経済センサス基礎調査における飲食店(食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等)

5

標識の具体的イメージ図（喫煙専用室）

① 喫煙専用室標識



② 喫煙専用室設置施設等標識



標識の具体的イメージ図（指定たばこ専用喫煙室）

③ 指定たばこ専用喫煙室標識



④ 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識



標識の具体的イメージ図（喫煙目的室）

⑤ 喫煙目的室標識



⑥ 喫煙目的室設置施設標識



標識の具体的イメージ図（喫煙可能室）

⑦ 喫煙可能室標識



⑧ 喫煙可能室設置施設標識



「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について（平成31年1月22日）健0122第1号

- ・ たばこの健康影響に関する最新の情報の収集及び発信
- ・ 屋外分煙施設の整備や各地方自治体の実情に応じた条例の策定等を通じた望まない受動喫煙が生じない環境づくり
- ・ 受動喫煙の防止に関する相談窓口等の設置を通じた個別相談の実施

2 関係者の協力に関する事項（第25条の2関係）

国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。具体的には、施設等における受動喫煙対策の実施状況に関する情報交換、啓発活動の実施の協力等に努めることとする。

3 喫煙をする際の配慮義務に関する事項（第25条の3第1項関係）

喫煙をする者は、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。当該配慮義務の内容の具体例としては、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮すること、子どもや患者等特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では特に喫煙を控えること等が考えられる。

4 喫煙場所を設置する際の配慮義務に関する事項（第25条の3第2項関係）

多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。当該配慮義務の内容の具体例としては、喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないこと、喫煙室を設ける場合にはたばこの煙の排出先について当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とすること等の措置を講じることが考えられる。

第2 施行期日等

改正法の施行により、今後段階的に、施設等の類型に応じて、敷地内禁煙、原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）といった措置を講じることが法律上の義務となり、各施設等においてこれに沿った対応が必要となる。今般公布された施行期日政令において、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が利用する施設である学校、病院等及び行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）に関する規定の施行期日は平成31年7月1日と定められたところである。施行に必要な政省令や留意事項等については、追って制定・周知することとしているので、これらの内容も踏まえ、適切な措置が講じられるよう準備をお願いしたい。

※ 条や項の番号については、改正法第1条による改正後の規定のものを記載している。

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（平成31年2月22日）
健 0222 第 1 号

健 発 0222 第 1 号
平成 31 年 2 月 22 日

各
（ 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 ） 殿

厚生労働省健康局長
（公印省略）

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について
（受動喫煙対策）

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）については、平成30年7月25日に公布され、その概要については「「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（平成30年7月25日付け健発0725第1号厚生労働省健康局長通知。以下「公布通知」という。）（別添1）、また、一部の規定の施行については「「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について」（平成31年1月22日付け健発0122第1号厚生労働省健康局長通知。以下「一部施行通知」という。）（別添2）において通知したところである。

今般、改正法の施行に関し、「健康増進法施行令の一部を改正する政令」（平成31年政令第27号）等の関係政省令・告示が公布されたところである。これらの主な内容及び施行にかかる留意点等は、公布通知及び一部施行通知に記載した内容のほか、下記のとおりであるので、これらの趣旨を踏まえつつ、望まない受動喫煙を防止するための取組みを進めるとともに、貴管下営業者等に対する周知徹底等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。また、都道府県におかれては、貴管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）に周知をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添える。

今般公布された関係政省令・告示は次のとおりである。

1. 健康増進法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第27号）
2. 健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令（平成31年政令第28号。以下「第3条関係改正政令」という。）
3. 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号。以下「改正省令」という。）
4. 健康増進法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定するたばこ（平成31年厚生労働省告示第39号。以下「告示」という。）

記

第1 改正法の趣旨及び概要

1 改正法の趣旨

改正法は望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権原者が講ずべき措置等を定めることを趣旨としたものであること。このため、屋内において受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に「望まない受動喫煙」をなくすこと、子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底すること、「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所毎に、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずることを基本的な考え方として受動喫煙対策を進めるものであること。

2 改正法における規制等の概要

(1) 施設類型毎の取り扱い

改正法は、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する観点から、施設の類型・場所ごとに対策を実施することとしているところ、学校や病院などの子どもや患者等が主たる利用者となる施設や、行政機関を第一種施設、これら以外の事務所や工場、飲食店等を第二種施設と分類し、第一種施設においては「敷地内禁煙」、第二種施設においては「原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）」とするものであること。なお、各施設における詳細事項については第2及び第3を参照すること。

(2) 施設の「屋内」及び「屋外」

改正法の規制の対象となる施設の「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これに該当しない場所については「屋外」となること。

(3) 「管理権原者」及び「管理者」

改正法においては、施設の管理権原者及び管理者（以下「管理権原者等」という。）に受動喫煙を防止するための措置を講じなければならない義務が生じるところ、「管理権原者」とは、施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある者であり、例えば当該義務の履行に必要となる施設の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者をいうこと。また、「管理者」とは事実上、現場の管理を行っている者をいうこと。

第2 第一種施設に係る受動喫煙対策について

1 第一種施設の対象（新法第28条第5号関係）

敷地内禁煙の対象となる新法第 28 条第 5 号に規定する第一種施設は、多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）をいうものであるところ、これに該当する施設は以下のとおりであること。

(1) 学校、病院、児童福祉施設等（新政令第 3 条及び新規則第 12 条から第 14 条まで関係）

① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（専ら同法第 97 条に規定する大学院の用途に供する施設を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校（高等課程、専門課程又は一般課程（一般課程においては、20 歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するものに限る。）及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（20 歳未満の者が主として利用するものに限る。）

② 防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 14 条に規定する防衛大学校及び防衛医科大学校

③ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第 3 号に規定する職業能力開発大学校及び同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校

④ 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成 11 年法律第 199 号）第 12 条第 1 項第 5 号に掲げる業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設（水産大学校）

⑤ 独立行政法人海技教育機構法（平成 11 年法律第 214 号）第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設（海上技術学校及び海上技術短期大学校）

⑥ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 16 条第 6 号に規定する施設（国立看護大学校）

⑦ 自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 33 条の 2 に規定する陸上自衛隊高等工科大学校

⑧ 国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）第 192 条に規定する航空保安大学校並びに同令第 254 条に規定する海上保安大学校及び海上保安学校

⑨ 上記のほか次に掲げる教育施設

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 3 項第 1 号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第 18 条の 6 第 1 号に規定する保育士を養成する施設

イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する養成施設

ウ 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 3 条第 3 項に規定する理容師養成施設

エ 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項に規定する栄養士の養成施設

オ 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 19 条第 2 号に規定する保健師養成所、同法第 20 条第 2 号に規定する助産師養成所、同法第 21 条第 3 号に規定する看護師養成所及び同法第 22 条第 2 号に規定する准看護師養成所

- カ 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 12 条第 2 号に規定する歯科衛生士養成所
- キ 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する養護教諭養成機関、同法別表第 1 備考第 2 号の 3 及び第 3 号に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関並びに同法別表第 2 の 2 備考第 2 号に規定する栄養教諭の教員養成機関
- ク 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第 1 項第 2 号に規定する養成機関
- ケ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 55 条第 3 項に規定する自動車整備士の養成施設（一種養成施設に限る。）
- コ 診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）第 20 条第 1 号に規定する診療放射線技師養成所
- サ 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 14 条第 2 号に規定する歯科技工士養成所
- シ 美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 4 条第 3 項に規定する美容師養成施設
- ス 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 15 条第 1 号に規定する臨床検査技師養成所
- セ 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条第 1 号に規定する調理師養成施設
- ソ 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 11 条第 1 号に規定する理学療法士養成施設及び同法第 12 条第 1 号に規定する作業療法士養成施設
- タ 製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 5 条第 1 号に規定する製菓衛生師養成施設
- チ 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 12 条第 1 項に規定する柔道整復師養成施設
- ツ 視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）第 14 条第 1 号に規定する視能訓練士養成所
- テ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号に規定する養成施設
- ト 臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）第 14 条第 1 号に規定する臨床工学技士養成所
- ナ 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）第 14 条第 1 号に規定する義肢装具士養成所
- ニ 救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 34 条第 1 号に規定する救急救命士養成所
- ヌ 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 33 条第 1 号に規定する言語聴覚士養成所
- ネ 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成 11 年法律第 167 号）第 11 条第 1 項第 1 号に規定する施設
- ノ 農業改良助長法施行令（昭和 27 年政令第 148 号）第 3 条第 1 号に規定する教育機関（20 歳未満の者が主として利用するものに限る。）
- ハ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 155 条第 1 項第 4 号及び

第2項第7号、第160条第3号、第161条第2項、第162条並びに第177条第7号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）

- ⑩ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所
- ⑪ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局
- ⑫ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院
- ⑬ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第29条第1項に規定する難病相談支援センター
- ⑭ 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設
- ⑮ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第6項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び同条第13項に規定する病児保育事業の用に供する施設、同法第7条第1項に規定する児童福祉施設並びに同法第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものを除く。）
- ⑯ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター
- ⑰ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- ⑱ 法務省設置法（平成11年法律第93号）第8条第1項に規定する少年院及び少年鑑別所

(2) 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎

「国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）」は、新法第25条において、国及び地方公共団体には、国民や住民の健康を守る観点から受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない責務が課されていることを踏まえ、受動喫煙対策をより一層高めた措置を自ら講ずることが必要となるものであり、これに該当する施設は、当該施設において政策や制度の企画立案業務が行われているものであること。

なお、政策や制度の企画立案業務が行われている施設として、中央官庁（地方支分部局を含む。）の庁舎、都道府県・市町村の庁舎はもちろん、国及び地方公共団体に設置が義務づけられている施設や、これと類似の業務を行う施設又は業務を分掌されている施設であって、国及び地方公共団体のみが設置することができる施設も該当す

るものであること。

2 特定屋外喫煙場所（新法第 28 条第 13 号関係）

(1) 新法第 28 条第 13 号に規定する特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものであるところ、当該措置とは、以下のものであること。（新規則第 15 条関係）

① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられる。

② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があり、標識例（別添 3）をお示ししているので御活用いただきたい。

③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所をいう。

(2) 特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。

(3) 第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。

3 その他（新法第 27 条第 1 項関係）

特定施設等（第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設並びに旅客運送事業自動車等（旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の喫煙禁止場所以外の場所であっても、子どもなど受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する場所（屋外の場所を含む。）については、当該場所の利用者の望まない受動喫煙を防ぐという改正法の目的に鑑み、特定施設等と同様に受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましく、また、喫煙をする際は、望まない受動喫煙が生じさせることがないように周囲の状況に特に配慮しなければならないこと。

第 3 第二種施設等における受動喫煙対策

1 第二種施設の対象

第二種施設とは、多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものであること。なお、「多数の者が利用する」とは、2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設を意味するものであること。

2 喫煙専用室の設置に係る管理権原者の責務（新法第 33 条関係）

新法第 33 条第 1 項において、第二種施設等（第二種施設及び旅客運送事業鉄道等車両

等（旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室（以下この2において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができることとしているところ、その際の遵守すべき事項等は次のとおりであること。

(1) 喫煙専用室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準（新規則第 16 条第 1 項関係）

① 新法第 33 条第 1 項に規定するたばこの煙の流出を防止するための技術的基準は以下のとおりであること。

ア 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m 毎秒以上であること。

イ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

(ア) 「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいうこと。

(イ) 「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められないこと。

ウ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

なお、「外部」とは、旅客運送事業鉄道等車両等において、旅客運送事業鉄道等車両等の内部にある喫煙専用室から当該旅客運送事業鉄道等車両等の外部に排気することを踏まえて規定したものであり、第二種施設における屋外の場所と同様であること。

② 技術的基準に関する経過措置（改正省令附則第 4 条関係）

第二種施設等（施行の際現に存する建築物又は旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。以下この②において同じ。）の屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所（以下「喫煙場所」という。）を定めようとする場合であつて、当該第二種施設等の管理権原者の責めに帰することができない事由によって①の技術的基準（以下「一般的基準」という。以下この②において同じ。）を満たすことが困難であるものに係る技術的基準については、①にかかわらず、当該喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする。この際、「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置」とは、次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。）に排気されるものであること。なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫が講じられていることが望ましい。

ア 総揮発性有機化合物の除去率が 95%以上であること。

イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が 0.015mg/m³以下であること。

(2) 喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識の掲示（新法第 33 条第 2 項、第 3 項及び新規則第 17 条関係）

新法第 33 条第 2 項及び第 3 項において、第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、当該場所の出入口及び当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識（それぞれ「喫煙専用室標識」又は「喫煙専用室設置施設等標識」という。以下同じ。）を掲示しなければならないこととしているところ、それぞれ以下に掲げる事項を容易に識別できるように掲示しなければならないこと。

① 喫煙専用室標識

- ・ 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨
- ・ 当該場所への 20 歳未満の者の立入りが禁止されている旨

② 喫煙専用室設置施設等標識

- ・ 喫煙専用室が設置されている旨

喫煙専用室について、(1)②の技術的基準に関する経過措置に係る措置を講じているものである場合には、②の標識については、上記項目に加えて、当該喫煙専用室が当該経過措置に係る措置を講じられているものである旨を記載する必要があること。

なお、ピクトグラムを用いた標識例は別添 3 のとおりであり、厚生労働省のホームページでも公表することとしているので、御活用いただきたい。この際、標識の配置や配色等については、各施設の様態により適宜加工・修正の上、使用して構わない。

(3) 喫煙専用室へ 20 歳未満の者を立ち入らせてはならないこと（新法第 33 条第 5 項関係）

新法第 33 条第 5 項において、施設の管理権原者等は、喫煙専用室（(2)により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。）に 20 歳未満の者を立ち入らせてはならないこととしているところ、20 歳未満の者を喫煙専用室に案内してはならないことはもちろん、20 歳未満の従業員を喫煙専用室に立ち入らせて業務を行わせることも認められないこと。また、20 歳未満と思われる者が喫煙専用室に立ち入ろうとしている場合にあつては、施設の管理権原者等は声掛けをすることや年齢確認を行うことで 20 歳未満の者を当該喫煙専用室に立ち入らせないようにすることが必要であること。

(4) 喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識の除去（新法第 33 条第 6 項及び第 7 項）

喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき又は当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、喫煙専用室標識又は喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならないこと。

3 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者の責務等（改正法附則第 3 条関係）

(1) 改正法附則第 3 条第 1 項に規定するたばこから発生した煙が他人の健康を損なう

おそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものは、加熱式たばここととする。 (告示関係)

(2) 指定たばこ専用喫煙室における指定たばこの煙の流出を防止するための技術的基準 (改正省令附則第3条第1項及び第2項関係)

① 2(1)と同様であること。

② 第二種施設等の屋内又は内部の場所が複数階に分かれている場合であって、指定たばこのみの喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の1又は2以上の階の全部の場所である場合における指定たばこの煙の流出を防止するための技術的基準は、上記①の要件に代えて、指定たばこの煙が、喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることとする。

(3) 指定たばこ専用喫煙室標識及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識の掲示 (改正省令附則第3条第3項関係)

第二種施設等の基準適合室 (構造及び設備がその室外の場所 (特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。) への指定たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室をいう。) の場所を指定たばこのみの喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、当該場所の出入口及び当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識 (それぞれ「指定たばこ専用喫煙室標識」又は「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。以下同じ。) を掲示しなければならないこととしているところ、それぞれ以下に掲げる事項を容易に識別できるように掲示しなければならないこと。

① 指定たばこ専用喫煙室標識

- ・ 当該場所が喫煙 (指定たばこのみの喫煙をいう。) をすることができる場所である旨
- ・ 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

② 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識

- ・ 指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨

なお、指定たばこ専用喫煙室について、2(1)②の技術的基準に関する経過措置に係る措置を講じているものである場合には、②の標識については、上記項目に加えて、当該指定たばこ専用喫煙室が当該経過措置に係る措置を講じられているものである旨を記載する必要があること。

(4) 指定たばこ専用喫煙室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと

2(3)と同様であること。

(5) 指定たばこ専用喫煙室標識及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識の除去

2(4)と同様であること。

(6) 指定たばこ専用喫煙室設置施設等に係る広告又は宣伝 (改正法附則第3条第2項及び改正省令附則第3条第3項関係)

指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明らかにしなければならない

こととしているところ、この広告又は宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合において明瞭かつ正確に表示するものとする。

- (7) 指定たばこ専用喫煙室は第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所に設置することができることとされているところ、改正法は、原則屋内禁煙としつつ、指定たばこ専用喫煙室を設置する場合は、非喫煙者も喫煙者も共に安心して施設を利用できる選択肢を設けることが必要であるという考え方にに基づき施設の「一部」に設置することができるとしていることを踏まえ、施設内の客席以外の場所を禁煙にして客席の全部を指定たばこ専用喫煙室とすることや、事務所の執務室以外の場所を禁煙とし、執務室の全部を指定たばこ専用喫煙室とするようなことは改正法の趣旨に沿わないものであり、認められないこと。また、受動喫煙を望まない従業員が頻繁に出入りするような場所を指定たばこ専用喫煙室とすることは望ましくないこと。

第4 既存特定飲食提供施設における受動喫煙対策

改正法附則第2条は、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営する者については、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の経過措置を設けるものであり、第二種施設の管理権原者は、当該第二種施設の屋内の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室（以下この第4において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとしているところ、その際の遵守すべき事項等は次のとおりであること。

1 既存特定飲食提供施設の要件（改正法附則第2条第2項関係）

経過措置の対象となる既存特定飲食提供施設とは、具体的には、この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設のうち、以下の(1)、(2)に該当するものを除いたものであること。

(1) 次のいずれかの会社により営まれるもの

- ① 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超える会社）
- ② 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社のうち、次に掲げるもの
 - ア 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社
 - イ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社（アに掲げるものを除く。）

(2) 客席の部分の床面積が100㎡を超えるもの

この際、上記要件を満たす店舗について、改正法施行後に何らかの状況の変更があった場合に引き続き「既存」の店舗に該当するか否かは、事業の継続性、経営主体の同一性、店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断することとする。

2 喫煙可能室の設置に係る管理権原者の責務（改正法附則第2条関係）

- (1) 喫煙可能室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準（改正省令附則第2条第1項及び第2項関係）

第3の2(1)及び3(2)②と同様であること。ただし、既存特定飲食提供施設の全部の場所を喫煙可能室とする場合における技術的基準は、これに代えて、喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、喫煙可能室が壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていることとすること。

(2) 喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識の掲示(改正省令附則第2条第3項関係)

第二種施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、当該場所の出入口及び当該第二種施設の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識(それぞれ「喫煙可能室標識」又は「喫煙可能室設置施設標識」という。以下同じ。)を掲示しなければならないこととしているところ、それぞれ以下に掲げる事項を容易に識別できるように掲示しなければならないこと。

① 喫煙可能室標識

- ・ 当該場所が喫煙をすることができる場所である旨
- ・ 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

② 喫煙可能室設置施設標識

- ・ 喫煙可能室が設置されている旨

喫煙可能室について、第3の2(1)②の技術的基準に関する経過措置に係る措置を講じているものである場合には、②の標識については、上記項目に加えて、当該喫煙可能室が当該経過措置に係る措置を講じられているものである旨を記載する必要があること。また、喫煙可能室について、施設の屋内の全部の場所とする場合には、上記2つの標識を兼ねた1枚の標識を掲示すれば足りること。

(3) 喫煙可能室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと

第3の2(3)と同様であること。

(4) 喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識の除去

第3の2(4)と同様であること。

(5) 既存特定飲食提供施設の要件に係る書類の保存(改正法附則第2条第3項及び改正省令附則第2条第4項関係)

改正法附則第2条第3項において、喫煙可能室を設置した喫煙可能室設置施設の管理権原者は、当該喫煙可能室設置施設が既存特定飲食提供施設の要件に該当することを証明する書類を備え保存しなければならないこととしているところ、保存しなければならない当該書類は次のとおりとすること。

① 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料

ア 「客席」とは、客に飲食をさせるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指すものであること。

イ 「床面積に係る資料」とは、店舗図面等をいうものであること。

② 資本金の額又は出資の総額に係る資料(喫煙可能室設置施設が会社により営まれるものである場合に限る。)

「資本金の額又は出資の総額に係る資料」とは、資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等をいうものであること。

(6) 喫煙可能室設置施設に係る広告又は宣伝(改正法附則第2条第4項及び改正省令附則第2条第5項関係)

第3の3(6)と同様であること。

(7) 喫煙可能室設置施設の届出(改正省令附則第2条第6項関係)

喫煙可能室を設置した喫煙可能室設置施設の管理権原者は、喫煙可能室設置施設が設置された施設等の類型に応じ、次のとおり届出を行うものとする。

① 旅客運送事業鉄道等車両等以外に所在するものは、改正省令附則様式第1号により、次に掲げる事項を喫煙可能室設置施設の所在地の都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)に届け出ること。

- ・ 喫煙可能室設置施設の名称及び所在地
- ・ 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所(法人にあっては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

② 旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものは、改正省令附則様式第1号により、次に掲げる事項を喫煙可能室設置施設の管理者の住所地(法人にあっては、主たる事務所の所在地)の都道府県知事に届け出ること。

- ・ 喫煙可能室設置施設の名称及び当該喫煙可能室設置施設が所在する旅客運送事業鉄道等車両等の車両番号その他これに類する当該旅客運送事業鉄道等車両等を識別するための文字、番号、記号その他の符号
- ・ 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所(法人にあっては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

なお、当該届出は、改正省令の施行前においても行うことができること。(改正省令附則第6条関係)

(8) 喫煙可能室設置施設の変更の届出(改正省令附則第2条第7項関係)

(7)により届出を行った喫煙可能室設置施設(以下「届出施設」という。)の管理権原者は、(7)にそれぞれ掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、改正省令附則様式第1号の2による届出書に変更の事実を証明することができる書類を添えて、その旨を(7)に掲げる施設類型に応じて都道府県知事に届け出るものとする。

(9) 喫煙可能室設置施設の廃止の届出(改正省令附則第2条第8項関係)

届出施設の管理権原者は、喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、遅滞なく、改正省令附則様式第1号の3により、その旨を(7)に掲げる施設類型に応じて都道府県知事に届け出るものとする。

第5 喫煙目的施設における受動喫煙対策

1 喫煙目的施設の対象(改正法第28条第7号)

「喫煙目的施設」は、多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設であるが、具体的には次に掲げる3種類であり、それぞれの具体的な要件は以下のとおりであること。(新政令第4条関係)

(1) 公衆喫煙所

施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること。

なお、「専ら喫煙」とは、施設本来の目的は喫煙をする場所であり、施設内での喫煙以外の行為は行わないという趣旨であるが、公衆喫煙所については、喫煙以外は一切の行為を認めないというものではなく、例えば、喫煙者が喫煙の傍ら飲むための飲料自動販売機を設置することは可能であること。

(2) 喫煙を主たる目的とするバー、スナック等

たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしており、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行うものであること。

① 「対面販売」とは、たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 22 条第 1 項の製造たばこ小売販売業の許可を得た者が営業を行う場所又は第 26 条第 1 項の出張販売の許可を受けた場所においてたばこを販売する者によって購入者に対して、たばこを販売することをいい、自動販売機のみによるたばこの販売はこれに該当しないものであること。

② 「主食」とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く。）、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が主に該当するものであるが、主食の対象は各地域や文化により異なるものであることから、実情に応じて判断するものであること。

(3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（たばこの販売については、対面販売をしている場合に限る。）をし、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること（設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。）。

なお、たばこ販売店として「たばこ又専ら喫煙に供するための器具の販売をしている」とは、当該店舗で販売している商品が陳列されている棚のうち、たばこ又は専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約 5 割を超えるものをいうものであること。

2 喫煙目的室設置施設の管理権原者の責務等（新法第 35 条関係）

(1) 喫煙目的室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準（新規則第 18 条関係）

第 3 の 2 (1) 及び 3 (2) ② と同様であること。

(2) 喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識の掲示（新法第 35 条第 2 項、第 3 項及び新規則第 19 条関係）

喫煙目的施設の基準適合室（構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室をいう。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、当該場所の出入口及び当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識（それぞれ「喫煙目的室標識」又は「喫煙目的室設置施設標識」という。以下同じ。）を掲示しなければならないこととしているところ、それぞれ以下に掲げる事項を容易に識別できるように掲示しなければならないこと。

① 喫煙目的室標識

- ・ 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨
- ・ 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

② 喫煙目的室設置施設標識

- ・ 喫煙目的室が設置されている旨

喫煙目的室について、第3の2(1)②の技術的基準に関する経過措置に係る措置を講じているものである場合には、②の標識については、上記項目に加えて、当該喫煙目的室が当該経過措置に係る措置を講じられているものである旨を記載する必要があること。また、喫煙目的室について、施設の屋内の全部の場所とする場合には、上記2つの標識を兼ねた1枚の標識を掲示すれば足りること。

(3) 帳簿を保存しなければならない喫煙目的室設置施設（新法第35条第6項関係）

① 新法第35条第6項において、一部の喫煙目的室設置施設の管理権原者は、喫煙目的室設置施設の要件に関する事項を帳簿に記載し保存しなければならないとしているところ、帳簿を保存しなければならない喫煙目的室設置施設は、1(2)又は(3)に掲げる施設とすること。（新政令第5条関係）

② ①の喫煙目的室設置施設の要件に関する事項は、たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に関する情報とすること。なお、許可通知書本体又は写しを保存しておくことが望ましいが、許可年月日及び許可に係る営業所・出張販売所の所在地を記載しておくことでも構わないものとする。（新省令第20条関係）

(4) 喫煙目的室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと（新法第35条第7項関係）

第3の2(3)と同様であること。

(5) 喫煙目的室設置施設に係る広告又は宣伝（新法第35条第8項及び新規則第21条関係）

第3の3(6)と同様であること。

(6) 喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識の除去（新法第35条第9項及び第10条関係）

第3の2(4)と同様であること。

第6 特定施設等における喫煙の禁止（新法第29条関係）

1 改正法は施設類型に応じて喫煙に係る規制を設けることとしているものであり、何人も、正当な理由がなく、次に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等に次に定める場所（以下「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならないこと。

(1) 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

- イ 特定屋外喫煙場所
- ロ 喫煙関連研究場所

喫煙関連研究場所とは、喫煙専用室においては喫煙以外の行為ができないが、たばこの喫煙に係る研究では喫煙以外の行為も行われることを踏まえ、たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る。）の用に供する場所をいうものであること。

(2) 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

- イ 喫煙専用室の場所
- ロ 喫煙可能室の場所
- ハ 指定たばこ専用喫煙室の場所
- ニ 喫煙関連研究場所
- (3) 喫煙目的施設 喫煙目的室以外の屋内の場所
- (4) 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所
- (5) 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 次に掲げる場所以外の内部の場所
 - イ 喫煙専用室の場所
 - ロ 指定たばこ専用喫煙室の場所

2 1に違反して喫煙をしている者がいる場合、この行為を放置し、これが継続・反復されれば、特定施設における受動喫煙の防止という改正法の目的が達成されないこととなるため、都道府県知事は、喫煙の中止又は特定施設からの退出を命令することができること。

第7 特定施設等の管理権原者等の責務（新法第30 関係）

1 特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならないこと。また、特定施設等の管理権原者等は、喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対して、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならないこと。さらに、これら以外にも、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならないこと。

2 「専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備」とは、灰皿、スモークテーブル等をいい、「喫煙の用に供することができる状態」とは、灰皿を利用できる状態で設置していること、スモークテーブルを稼働させて設置していることはもちろん、稼働させていなくともその場で喫煙をすることができることと誤認させるように設置をしていることも含まれるものであること。なお、喫煙器具・設備が床に固定されており容易に撤去できない場合などにおいては完全な撤去までを求めるものではないが、布等で覆うこと等により使用できない状態にするといった対応が必要であること。

第8 都道府県知事による管理権原者等への指導、助言、勧告等（新法第31 条、第32 条、第34 条及び第36 条並びに改正法附則第2 条及び第3 条関係）

1 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等に対して、受動喫煙を防止するために必要な指導、助言を行うことができること。

2 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が第7の1に違反して喫煙器具・設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、

期限を定めて、当該喫煙器具・設備の撤去その他当該器具・設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができること。また、都道府県知事は、当該勧告を受けた管理権原者等が、その期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表すること、又は、当該勧告を受けた管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること。

3 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備がたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができること。また、都道府県知事は、当該勧告を受けた管理権原者が、これに従わなかったときはその旨を公表すること、又は、当該勧告を受けた管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること。なお、当該勧告及び命令については、喫煙可能室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等、喫煙目的室設置施設においても同じであること。

4 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第5の1に掲げる各要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室が当該要件に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止することを勧告することができること。また、都道府県知事は、当該勧告を受けた管理権原者が、これに従わなかったときはその旨を公表すること、又は、当該勧告を受けた管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること。

5 これらの権限は、特定施設の利用者や第三者からの情報提供があった場合や、他法令・他制度に係る業務において特定施設等の管理権原者等との接点がある場合等に必要に応じて行使しうるものであるが、法違反の状況を把握した場合は、まずは適切に助言及び指導等を中心に行うことにより、法違反状態を早期に是正することを促していくことが望ましい。

第9 標識の使用制限（新法第37条及び改正法附則第4条関係）

1 新法第37条第1項及び改正法附則第4条第1項において、何人も、改正法に定められた場合を除き、喫煙専用室標識等又は喫煙専用室設置施設等標識等に類似した標識を掲示してはならないこととしているところ、改正法は、喫煙をすることができる場所には標識を掲示することにより望まない受動喫煙を防ぐことを一つの目的としており、改正法に定められた場合以外の標識又は類似標識の掲示により当該場所が喫煙をすることができる場所であるかのように誤認させることは、改正法の目的に沿わないものであり、禁

止するものであること。

- 2 新法第37条第2項及び改正法附則第4条第2項において、何人も、改正法に定められた場合を除き、喫煙専用室標識等又は喫煙専用室設置施設等標識等の除去又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならないこととしているところ、改正法は、喫煙をすることができる場所には標識を掲示することにより望まない受動喫煙を防ぐことを一つの目的としており、改正法に定められた場合以外の標識の除去又は汚損その他識別を困難にする行為により当該場所が本来喫煙をすることができる場所であるにもかかわらず、喫煙をすることがない場所であるかのように誤認させることは、改正法の目的に沿わないものであり、禁止するものであること。

第10 適用関係（新法第39条関係）

- 1 新法第39条第1項は、改正法により異なる規制を受ける施設類型が複数存在する場合において、第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合については、当該場所については、第一種施設の場所としての規制を適用することを明らかにしたものであること。

ただし、この際、第一種施設と第一種施設以外の特定施設が併存し、各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や各施設が明確に区分されている場合においては、第一種施設の利用者に対する受動喫煙の防止は、第一種施設の部分のみの規制をもって達成されるものであることから、それぞれが独立した別の施設として規制を適用することとなる。また、様々な用途の施設の入居が前提とされている複合施設については、当該複合施設は第二種施設に分類され、当該複合施設の場所に第一種施設が存在する場合は、当該第一種施設の場所に限り、第一種施設としての規制を適用するものであること。

なお、改正法第2条の施行時点において、特定施設（改正法第3条の施行時点における第一種施設をいう。以下この1及び第13の1において同じ。）の場所に特定施設以外の場所がある場合の、特定施設以外の場所については、特定施設を利用する者の受動喫煙を防ぐという改正法の趣旨を踏まえ、特定施設の規制を適用すること。ただし、各施設の機能や利用者が明確に異なり、各施設が明確に区分されている場合においては、特定施設の利用者に対する受動喫煙の防止は、当該特定施設の部分のみの規制をもって達成されるものであるため、それぞれが独立した別の施設として扱うこととなること。

- 2 旅客運送事業鉄道等車両等に輸送等を目的として搭乗するために運行する旅客運送事業自動車については、異なる規制が重複する状態は一時的であることから、この場合における旅客運送事業自動車の内部の場所については、旅客運送事業自動車に関する規制を適用するものであること。
- 3 旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機に特定施設が存在する場合において、旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機は内部禁煙となっているところ、旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機に第二種施設がある場合に当該場所について第二種施設の規制を適用することとすると、旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機にお

ける受動喫煙を防ぐという改正法の目的が達成されないことから、旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機に存在する特定施設に対しては、旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機としての規制を適用するものであること。

4 旅客運送事業鉄道等車両等に特定施設が存在する場合において、旅客運送事業鉄道等車両等は喫煙専用室の設置が可能となっているところ、旅客運送事業鉄道等車両等に第一種施設がある場合に当該場所について旅客運送事業鉄道等車両等の規制を適用することとすると、第一種施設における受動喫煙を防ぐという改正法の目的が達成されないことから、旅客運送事業鉄道車両等に存在する特定施設に対しては、特定施設としての規制を適用するものであること。

5 特定施設の場所に、現に運行している旅客運送事業自動車等がある場合において、当該旅客運送事業自動車等は特定施設の場所に一時的に通過するものであり、恒常的に特定施設の場所に存在するものではないため、当該旅客運送事業自動車等の場所は、特定施設に係る規制は適用しないこと。

第11 改正法の規制の適用除外（新法第40条関係）

1 改正法は、望まない受動喫煙を防ぐことを目的としているものであることを踏まえ、多数の者が利用する場所について規制を行うものであり、これに該当しない場所については改正法の規制の適用除外としている。当該適用除外の場所とは、プライベートな居住場所、すなわち私的な利用であり、居住又は宿泊を行う場所であるものをいい、「人の居住の用に供する場所」として、家庭の場所や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・有料老人ホームなど入所施設の個室の場所等が該当するものであること。なお、入所施設においても多床室・相部屋や共用部は多数の者が利用する場所であるため、適用除外の場所には当たらず、原則屋内禁煙の措置を講じなければならない。また、適用除外の場所であっても、当該施設の管理権原者等は、望まない受動喫煙を防ぐために必要な措置を講ずるように努めなければならないことに留意すること。

2 適用除外の場所として、「人の居住の用に供する場所」のほか、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第3項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第4項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）、旅客運送事業鉄道等車両又は旅客運送事業船舶の客室（宿泊の用に供する個室に限る。）、宿泊施設の客室（個室に限る。）の場所が該当するものであること。（新政令第6条関係）

なお、喫煙可能な客室を設ける場合は、同一の客室を日時によって喫煙可能又は禁煙とするのではなく、日時にかかわらず常時喫煙可能な客室又は禁煙の客室とすることが望ましい。

3 特定施設等の場所に、適用除外の場所がある場合は、当該適用除外の場所については、特定施設等に係る規制は適用しないこと。なお、病院や介護老人保健施設、介護医療院

の個室は治療を目的として利用するものであり、「人の居住の用に供する場所」には該当しないこと。

- 4 特定施設等の場所において運行している一般自動車等については、当該一般自動車等は特定施設等の場所を一時的に通過するものであり、恒常的に特定施設等の場所に存在するものではないため、当該一般自動車等の内部の場所には、特定施設等に係る規制は適用しないこと。

第12 罰則（新法第76条から第78条まで関係）

改正法に規定する義務に違反した者について、所要の罰則規定を設けており、具体的には次のとおりであること。

- 1 次のいずれかに該当する者は、50万円以下の過料に処すること。
 - (1) 第8の2から4までに記載した命令に違反した者
 - (2) 第3の2(2)の喫煙専用室設置施設等標識、第3の3(3)の指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識、第4の2(2)の喫煙可能室設置施設標識若しくは第5の2(2)の喫煙目的室設置施設標識の掲示又は第9の内容に違反した者

- 2 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の過料に処すること。
 - (1) 第6の2に記載した命令に違反した者
 - (2) 第3の2(4)の喫煙専用室設置施設等標識、第3の3(5)の指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識、第4の2(4)の喫煙可能室設置施設標識又は第5の2(6)の喫煙目的室設置施設等標識の除去に違反した者

- 3 次のいずれかに該当する者は20万円以下の過料に処すること。
 - (1) 第4の2(5)に違反し、書類を備え付けず、若しくは保存しなかった者又は第5の2(3)に違反し、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは帳簿を保存しなかった者
 - (2) 都道府県知事が行う立入検査等につき、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第13 職場における受動喫煙対策との連携

- 1 改正法附則第5条第1項において、特定施設において業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならないこととしている。特定施設は敷地内禁煙が原則であり、特定屋外喫煙場所以外の場所では喫煙をすることができないこととなっているものであるが、特定屋外喫煙場所を設置する際は、その事実を、当該特定施設において業務に従事する者に広く周知すること等を通じて、望まない受動喫煙が生じないように努めなければならないこと。（改正法附則第5条第1項関係）

2 改正法附則第5条第2項において、特定施設等（第一種施設を除く。以下同じ。）において業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならないこととしている。特定施設等において行われている事業の業種・業態、規模、現在の受動喫煙対策の実施状況等は施設によって様々であるが、喫煙専用室等を新たに設置する際は業務に従事する者に事前に協議することや、設置に係る事実を広く周知すること等の措置を講ずることにより、望まない受動喫煙が生じないように努めなければならないこと。（改正法附則第5条第2項関係）

3 労働者のための受動喫煙対策については、今後別途ガイドラインを作成・周知することとしているので、その内容に即した対策が講じられることが望ましいこと。

第14 施行期日（改正法附則第1条関係）

改正法の施行期日は、次に掲げる部分を除き平成32年4月1日とすること。

1 改正法第1条に係る規定（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は平成31年1月24日とすること。

2 改正法第2条に係る規定（第一種施設の規制）の施行期日は平成31年7月1日とすること。

※ 条や項の番号については、それぞれ、改正法第3条による改正後の健康増進法を「新法」と、第3条関係改正政令による改正後の健康増進法施行令（平成14年政令第361号）を「新政令」と、改正省令第2条による改正後の健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）を「新規則」として、改正後の規定のものを記載している。

たばこ関連情報

厚生労働省 たばこと健康に関する情報ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/tobacco/index.html

厚生労働省の最新たばこ情報

<https://www.health-net.or.jp/tobacco/front.html>

e-ヘルスネット〔情報提供〕

（厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト）

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/tobacco>

伊勢市受動喫煙防止対策ガイドライン 令和2年3月

監 修 : 一般社団法人伊勢地区医師会 ・ 三重県伊勢保健所

発 行 : 伊勢市健康福祉部健康課
〒516-0076
三重県伊勢市八日市場町13番1号
TEL 0596-27-2435
FAX 0596-21-0683

